



の改正案が提出されていいるということであろうと思ひます。

ただ一方で、我が国は自由主義経済でもあります。その前提となるのは契約の円滑化、あるいは契約の安定の確保というのもまた一方で重要な要請であるというふうに考えております。

そのためには、今回と申しますか、この消費者契約法の保護対象となる適用対象の明確化なども、これは一方で求められることであります。本法律案、消費者保護の充実を図るということであります。その中でも、真っ当な事業活動を営む健全な事業者の活動、これを萎縮させではなくないというふうに考えております。この点についての考え方についてお伺いをいたします。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

新たに取消しの対象となる不当な勧誘行為及び新たに無効とされる不当な契約条項は、消費者委員会の専門調査会において、消費者・事業者双方の立場から、実際の被害事例をもとに議論がなされ、策定されたものでございます。

これらの不当な勧誘行為及び不当な契約条項を取消し又は無効とする規定を設けましても、健全な事業者の活動を萎縮させることはないというふうに考えております。

また、社会生活上の経験が乏しいという要件を、若年者や高齢者等の消費者被害を適切に捉え、経験の有無といううできる限り客観的な要素から判断できる要件として設けたことや、類型的に不当性が高い勧誘行為を捉えるために、関係が破綻する旨を告げるなどの要件を設けたことなど、要件の明確化を図っていることからも、健全な事業者の活動を萎縮させるというようなことはないと考えております。

○宮路委員 ただいま御答弁いたしましたとおり、法律の改正条文を見ても、大分その要件については具体化、明確化が図られているように見受けられるところであります。

ただ、これまでの本会議での質疑あるいは先日

の参考人質疑でも大変議論になりましたとおり、今回の改正案の第四条第三項の三号、四号の、いわゆるつけ込み型の不当勧説行為の取消しに係る条項の中に、社会生活上の経験が乏しいといいう要件が今回加わっております。

これは、今ほども御答弁ありましたとおり、適用対象の明確化を図る、つまり、事業者の活動を萎縮させないためというふうにも御答弁いただいたところであります。しかし、この点については、これまでも議論がありましたとおり、専門調査会で議論の対象になつていなかつた。つまり、不意打ち的に今回政府案において出てきたのではないかということが議論になつてまいりました。

改めて、この点について、この社会生活上の経験が乏しいという要件、不意打ちではないのかと、いうことについてお伺いをしたいと思います。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

民法の成年年齢引下げの検討が進む中、若年者を中心に行なうる消費者被害の救済策の充実が重要な課題となりまして、内閣府の専門調査会におきましても、消費者委員会の成年年齢引下げ対応を検討ワーキング・グループ報告書 平成二十九年一月に出たものでございますけれども、これを踏まえた検討が行われて、若年者の被害救済は主要な検討課題だったというふうに認識しております。

また、専門調査会では、経験の不足など、合理的な判断をすることができないような事情について

込む被害事例についても検討されたということです。

ございまして、こうした専門調査会での検討等を踏まえまして、若年者の消費者被害を確実に捉えるための要件として立案したものでございます。

○宮路委員 検討の過程において、特に若年者の保護ということが議論された、その結果、その要件として「社会生活上の経験が乏しい」ということ

そ不意打ちで伺つたものですから、大変いろいろと御迷惑をおかけしたかもしれません、確かに若年者の消費者被害というものは重要な問題だと。

ただ一方で、やはり、これまでの審議の過程でも各委員の先生方からもありましたとおり、高齢化社会、これがますます進むわけで、それに対応した消費者保護というのもまた重要であるということ、これは地元の消費生活センターの職員の方もおつしやつておりますが、そしてまた、特に障害者の方々、それいろいろな障害がありますが、やはり自分になかなか自信が持てなかつたり、あるいは、ある意味だまされやすい、あるいは人を信じやすいという方が多くいらっしゃるということも私はお伺いをいたしました。

そういう意味からは、やはり、今回せつかくこのようないいことについてお伺いをしたいと思います。高齢者、消費者をその被害から守るために、今回審議される消費者契約改正法案を含め、消費者庁としてその点にどのように取り組んでいくか、これは非常に重要な観点だらうと思います。この点について御見解をお伺いをいたします。

○福井国務大臣 ありがとうございます。

高齢者や障害者など、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害を防ぐことは、今先生御指摘のように、極めて重要な課題であると認識をしてございます。

そのため、消費者庁では、前回の消費者契約法一部改正におきまして、過量な内容の消費者契約を取り消し得るものといたしましたけれども、制度整備のみならず、実際の見守り活動を行うために地方公共団体及び地域の関係者によりまして組織される消費者安全確保地域協議会の構築支援や、国民生活センターにおける見守り新鮮情報の提供など、見守りを行う方にも活用しやすい注意喚起を実施しているところでございます。

私は、今回質問に立たせていただきました。

また、今後の政策推進のために、昨年度に、障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査を実施をいたしましたところでございます。

ただ、これまでの本会議での質疑あるいは先日

遭うことのないよう、さまざまな取組を進めてまいりたいと存じております。

○宮路委員 消費者庁におきましても、さまざまなものと御迷惑をおかけしたかもしませんが、確かに高齢者あるいは障害者の消費者被害の防止に向かって取組を行つているということでありましたけれども、やはり私は、これまでの審議でもありますとおり、今回、このつけ込み型の取消し条項を規定する中で、それが若年者に特化したものであります。これはある意味もつたないといふことではありませんし、やはり私は、これまでの審議でもありますとおり、このつけ込み型の取消し条項を規定する中で、それが若年者に特化したものであります。これはある意味もつたないといふことではありませんが、やはり自分になかなか自信が持てなかつたり、あるいは、ある意味だまされやすい、あるいは人を信じやすいという方が多くいらっしゃるというふうに思つております。

改めて、この点について、この社会生活上の経験が乏しいという要件について再考いただければ、というふうに思つております。

統きました。今回、改正案につきましては、消費者委員会の答申を受けて、あるいはまた先般の改正の際につけられた附帯決議、これに基づいて行つてはいるということでございます。

しかし、今回の改正内容、それらの要素について全て対応したというわけではないというふうに思つてお伺いをいたしました。

○福井国務大臣 ありがとうございます。

この参考人質疑でも、損害賠償額の平均的な額の推定方法についてはまだ今回手當でされていないと

いわゆる積み残しの課題について、特に、先般の参考人質疑でも、損害賠償額の平均的な額の推定方法についてはまだ今回手當でされていないと

いうことでございましたけれども、これら残された積み残しの課題についての今後の検討のあり方についてお伺いをしたいと思います。

そのため、消費者庁では、前回の消費者契約法

を文言として入れたということでありました。

私は、今回質問に立たせていただきました。

また、今後の政策推進のために、昨年度に、障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査を実施をいたしましたところでございます。

ただ、これまでの本会議での質疑あるいは先日

例の分析、標準約款における損害賠償の額を予定

する条項の作成過程に関する当該業界へのヒアリング等、あるいは若者が消費者被害に遭う要因、例えば合理的な判断をすることができない理由等につきまして心理的観点などから行う調査分析が必要と考えておりますが、いずれも重要な課題と認識しております。速やかに取り組んでまいりたいと思っております。

○宮路委員　あるいは、先般の参考人質疑で、そのほか、事業者の努力義務の中で、あれはたしか前消費者委員長でありました河上先生だったかと思いますが、年齢について事業者の努力義務として配慮すべきではないかといったことや、あるいはバスケットクローズ、いわゆる取消しのバスケットクローズの規定も検討すべきではないかということもございました。

これらについても、重要な課題でありますし、ただいまの御答弁では、今回、時間が足りず、その分析あるいは検討が十分ではなかつたため、改正項目として上がつてこなかつたということでありますが、逆に言えば、それをしつかり時間をかけて検討を重ねればいい案が出てくるであろうと、いうことでございますので、今回の改正を踏まえ、さらに、これは不斷の見直し、検討を行つて、より消費者保護の充実を図るような改正案ができるようになります。また検討をお願いしたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、私、地元の消費生活センターで地元の消費者被害の実態などもお伺いしたところでございますが、一方で、職員の皆さん方に、大変御苦労されていると思う、そして、私自身もなかなか消費者契約というのは難しいものであるということを実感したところであるといふ話をすると中で、最近、困り事は何ですか、消費者被害の対応をするに当たつてお困り事は何ですかと聞くと、もちろん、巧妙化であるとかあるいは複雑化というのもあるようではあります、一方で、安易に消費生活センターを頼つてくると、頼つてくること自体は、相談自体はいいんですが、自分のかわりに事業者とやりとりをしてく

頼がふえてきている。しかし、このあつせんというような消費者教育の充実であるとかあるいは普及啓発、そういうところに支障が生じかねない状況でもあるということをお伺いしたところであります。

消費者被害というのは、被害に遭わないことがまず一番大事でございまして、しかし、それでもどうしても遭った方には、消費生活センターの相談員の方々が親身に相談になり、場合によつては、なかなか自分では事業者と交渉できないような場合には、かわつてあつせんを行うということを求められるわけがありますが、そこにしつかりリソースを割くためにも、本来発生しなくとも済む被害を予防し、あるいは被害が発生したとしてもみずから交渉できるような、そういう消費者を、いわゆる賢い消費者を育てていかなければならぬといふふうに考えております。

このいわゆる消費者教育の充実について、消費者厅のお考えを最後お伺いしたいと思います。

○川口政府参考人 平成十六年に制定された消費者基本法によりますと、これによりまして、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の基本理念、これにつきましては、従来の消費者の保護から、消費者の自立を支援するといつことに大きく転換をしているところでございます。

その柱である消費者教育につきましては、平成二十四年に制定された消費者教育の推進に関する法律、あるいはこれに基づき閣議決定されました消費者教育の推進に関する基本的な方針、これを踏まえまして、関係省庁挙げて、消費者の自立を支援するための消費者教育の充実を図つてきております。

消費者の自立というのは、被害に遭わないこととを意味しておりますが、消費者教育ではこういった消費者の育成を目指しているところでござります。

一方、本日御審議いただいている消費者契約法でございますが、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目いたしまして、消費者に自己責任を求めることができない場合、適切でない場合を対象に、契約の全部又は一部の効力を否定することができるとしております。

消費者が必要な場合には、消費者契約法等を活用しつつ、主体的、合理的に行動できる能力を養うため、培うため、本法を始めとする民事ルールの意義、役割、契約に関する的確な知識や契約に当たつての消費者の役割についての理解を深めることは重要でございます。

そのため、学校教育などにおきまして、契約に関する教育が充実するよう積極的に取り組むことが必要でございます。このため、文科省、法務省、金融庁等と一緒に、関係省庁で決定いたしましたアクションプログラムに基づきまして、消費生活を送る上で最低限必要な契約に関する知識を習得することができるよう、実践的な消費者教育の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○宮路委員長　ありがとうございます。

特にこの消費者行政の分野においては、与野党関係なく、やはり消費者の保護、これは我々も含め、あまた国民全般にわたる話でございますので、進めていかなければならぬ分野であります。これから各会派の委員の方々の質問が続くと思いますが、真摯な議論を通じてよりよい改正法案となることを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○櫻田委員長　次に、穴見陽一君。

○穴見委員　委員長、ありがとうございました。自民党の穴見陽一でございます。

宮路拓馬議員に続きまして質問させていただきたいと存じます。

先日の参考人質疑等もございましたし、今、宮路

議員の方からも御指摘がございましたたつけ込み型の勧誘の類型についての制限の文言について、さまざまなお書きといいますか付言のところの第二項に、つけ込み型勧誘の類型につき、特に、高齢者、若年成人、障害者等の知識、経験、判断力の不足を不恰當に利用され過大な不利益をもたらされた消費者を救済するということは本法案において想定されるべきで、特に早急に検討すべき喫緊の課題であると指摘をされてございます。

ここにある高齢者、若年成人、障害者以外にも、同様に、知識、経験、判断力の不足を不恰當に利用され過大な不利益をもたらされた消費者を救済するということは本法案において想定されるべきで、特に早急に検討すべき喫緊の課題であると指摘をされてございます。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

つけ込み型勧誘による被害事例につきましては、平成二十八年改正により新設されました過量契約の取消権の規定等や、本法律案により追加する不当な勧誘行為の規定によって被害の救済を図ることができる場合もございます。

しかしながら、よりしっかりと消費者の被害の救済を図る上では、答申の付言とともに、知識、経験、判断力の不足を不恰當に利用され過大な不利益をもたらされた消費者の救済は重要な課題と認識しております。被害事例や裁判例の分析等を進めまして、引き続き検討してまいります。

○穴見委員 まだ、そういう意味では、今回の法案でも対応し切れていない、積み残しがあるという理解でよろしいのかな?というふうに思います。

続ぎまして、また、先ほどから問題になつております、本法案に、社会生活上の経験が乏しい消費者の申し込んだ契約を取り消すことができるということになつております。

これは、通常、社会生活上の経験が乏しくないと考えられる高齢者や又は障害者の消費者の救済

を排除することになるのではないかというふうにも読み取れるんですけども、いかがでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

社会生活上の経験が乏しいとの要件は、主として若年者層を消費者契約による被害から保護することを念頭に、保護すべき対象者の属性として規定したものであり、一般に、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な社会生活上の経験が乏しいということを意味するものでございます。総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若年者は本要件に該当する場合が多いとございます。

他方で、就労経験等がなく、自宅に引きこもり、他者との交流がほとんどないなど、社会生活上の経験が乏しいと認められる者につきましては、年齢にかかわらず、本要件に該当し得るものでございます。

したがいまして、必ずしも高齢者や障害者の消費者の救済を排除するものではないと考えております。

○穴見委員 そういうふうにおっしゃるわけですがけれども、素直に条文を読み解けばなかなかそういう言い切れないところがあるうつ思いますけれども、それはまた後ほど指摘をさせていただきたいたいと思います。

また、この法案が、社会生活上の経験が乏しいことを救済の制限としておりますけれども、それが、例えば対象商品に対する知識が不足している、又は判断力そのものの不足、又は断ることが苦手な性格などの要因によっても過大な不利益をもたらされる消費者というものが出てくるはずであります。

ここには社会生活上の経験とということに限定されておりませんけれども、その他のさまざまの要因によって消費者に過大な不利益をもたらされる場合、これを排除することにならないんでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

消費者が困惑する要因、程度はさまざまあります。また、御指摘のように、例えば、対象商品に対する知識の不足、判断力の不足、断ることが苦手な性格など、さまざまな要因があると考えております。

本要件は、さまざまに想定される消費者が困惑する原因のうち、社会生活上の経験が乏しいことには起因する場合という客観的要素により判断することができます。ただし、よりしっかりと消費者の被害の救済を図る上では、先ほど申しましたように、判断力の不足等の要因によって過大な不利益をもたらされた消費者の救済は重要な課題と考えておりまして、被害事例の裁判例の分析等を進め、引き続き検討してまいります。

○穴見委員 冒頭に御紹介をさせていただきまして八月八日提出の消費者委員会の答申の中で、特に付言で指摘されているさまざまな要素があります。それが十分に酌み取られていないと云ふのは、やはり条文としていかがなものかなと思われるを得ないわけであります。

この社会生活上の経験が乏しいという表現そのもの、社会生活上の経験が乏しいといつて、きょうも御答弁いただいておりますが、福井大臣からも、総じて経験が少ない若年者は本要件に該当する場合が多くなりますけれども、高齢者であつても該当し得るという御答弁をいたしております。また、勧誘の態様に特殊性があり、それが、例えば対象商品に対する知識が不足している、又は判断力そのものの不足、又は断ることが苦手な性格などの要因によっても過大な不利益をもたらされる消費者というものが出てくるはずであります。

ここには社会生活上の経験とということに限定されておりませんけれども、その他のさまざまの要因について消費者に過大な不利益をもたらされる場合、これを排除することにならないんでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

ことを念頭に、保護すべき対象者の属性として規定したのでございます。

社会生活上の経験とは、社会生活上の出来事を実際に見たり、聞いたり、行ったりすることで積み重ねられるという経験全般をいうものでございます。また、社会生活上の経験が乏しいとは、一般的に、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な社会生活上の経験が乏しいことを意味するものでございます。総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若年者は本要件に該当する場合が多いと言えます。

他方で、就労経験等がなく、自宅に引きこもり、他者との交流がほとんどないなど、社会生活上の経験が乏しいと認められる者につきましては、高齢の方であっても、本要件に該当し得るものがございます。

したがいまして、必ずしも高齢の消費者の救済を排除するものではないと考えております。

○穴見委員 排除するものではないということは理解はできるんですけども、ただ、このような消費者の救済が乏しいという要件について、きょうも御答弁いただいておりますが、福井大臣からも、総じて経験が少ない若年者は本要件に該当する場合が多くなりますけれども、高齢者であつても該当し得るという御答弁をいたいと思います。

実は、同様の案件といいますか、この消費者委員会の中で成立した法律の解釈について、こういった事例がございます。平成二十九年一月二十四日のクロレラチラシ配布差止め等請求事件といふものの最高裁判決なんです。

これによれば、二〇一五年刊の消費者庁消費者制度課編逐条解説「消費者契約法」に、勧誘の解釈について、特定の者に向けた勧誘方法は勧誘に含まれるが、不特定多数向けのもの等、客観的に見て特定の消費者に影響を与えていたとは考えられない場合、例えばチラシの配布などです、は勧誘に含まれないと記載をされております。

また、法案の立案担当者がそれを執筆しているにもかかわらず、最高裁はこのように判決しております。「そのことから直ちにその働きかけが法十二条一項及び二項にいう「勧誘」に当らないと云ふことはできないというべきである」と判決理由を述べて、消費者庁とは異なる解釈で判決をしております。

法案の条文解釈は消費者庁に帰するものなか、それとも最高裁に帰するものなのか、いかがだとお考えでしようか。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

法案の条文解釈でございますが、まずは、国会答弁におきまして、提案者の考える趣旨、内容について御説明をいたしまして、審議を通じ明らかにされるということでございます。

また、国会の附帯決議等におきまして、立法趣旨、各条項の解釈等、これについては、法の内容について十分な周知が求められることが多いと理解をしております。

消費者契約法については、とりわけ行為規範、つまり個々の具体的な勧説、契約書の作成など実務において規範となりますので、これは解釈の明確化、幅広い関係者への周知が極めて重要と考えております。また、このため、立法趣旨、各条項の解釈において規範となりますが、これは解釈の明確化、幅広い関係者への周知が極めて重要と考えております。

消費者契約法について、とりわけ行為規範、つまり個々の具体的な勧説、契約書の作成など実務において規範となりますが、これは解釈の明確化、幅広い関係者への周知が極めて重要と考えております。また、このため、立法趣旨、各条項の解釈において規範となりますので、これは解釈の明確化、幅広い関係者への周知が極めて重要と考えております。

実際の裁判実務におきましては、裁判所は、両当事者の主張、立証を受け、消費者庁の逐条解説に参照した上で判断している場合が多いと理解します。



あります。

また、例えば、解除に際して平均的な損害を超える違約金が契約条項として定められている場合には、第九条第一項の規定により、その超える部分が無効となり得ると考えております。

そして、今回の改正法により、例えば、事業者が出演契約を締結する前に出演契約の締結を目指して撮影の準備をしてしまい、出演をしないのであればその費用は支払うよう告げて勧誘したため、消費者が困惑し、契約を締結してしまった場合には、新設される第四条第三項第六号の規定によりまして、契約を取り消すことが可能になる場合があるというふうに考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

この問題におきましては、この法案、現行法、また改正法において対応できる、契約の取消しが可能ということでお答え申しあげます。

この問題におきましては、特に地方から進学、就職で上京する女性が被害に遭う、そういう報告がありまして、四月、こういった新年度、こういった問題が多いため御答弁をいたしました。

今、五月に入りまして、まだ新年度が始まつたばかりですので、今回のこういった法改正の中でこういった問題も対応できるということで、しっかりとこの点につきましても周知また啓発の取組をお願いしたいと思つております。

続きまして、平均的な損害額の立証責任の見送りについてお伺いをしたいと思います。

昨今、航空券や結婚式場等の高いキャンセル料が問題となつております。キャンセル料としての損害額が高過ぎるということを消費者が証明するのは、大変に困難なことでございます。

そこで、推定規定を設けることで、消費者による損害額の立証ができることとなつていきました。前回の法改正のときにも、附帯決議に、平均的な損害額の立証責任がありまして、「三年以内に必要な措置を講ずること」と含まれておりました。しかし、今回の法改正で、平均的な損害額の立証責任が見送られておりました。その理由と、今後立

この課題につきましてどのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○井内政府参考人 お答え申しあげます。

平均的な損害の額の推定規定を設けるに当たることなどから、更に精査が必要であったため、改正事項としなかつたものでございます。

また、立証責任を転換することにつきましては、消費者委員会における検討においてコンセンサスが得られず、改正事項として提案されなかつたという事情がござります。

消費者の立証の負担を軽減するための規律のあり方につきましては、引き続きしっかりと検討を進めまいりたいというふうに考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

大変に難しい課題だと思いますが、前回からの課題ということもでもございまして、しっかりと結論を出せるよう、引き続き御検討の方を進めてもらいたいと思います。よろしくお願いしたいと存じます。

続きまして、消費者教育の充実について、私の方からも質問させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、今回、成年年齢の引き下げによりまして、若年者の被害の拡大が懸念をされております。実際に、これまでも二十代前半を中心に被害が多いということで、そういった報告もなされておりますけれども、そういった中で、やはり一番重要なことは、事前予防の取組、消費者教育の充実が挙げられるかと思つております。

続きまして、

平均的な損害額の立証責任の見送りについてお伺いをしたいと思います。

昨今、航空券や結婚式場等の高いキャンセル料が問題となつております。キャンセル料としての損害額が高過ぎるということを消費者が証明するのは、大変に困難なことでございます。

そこで、推定規定を設けることで、消費者による損害額の立証ができることとなつていきました。前回の法改正のときにも、附帯決議に、平均的な損害額の立証責任がありまして、「三年以内に必要な措置を講ずること」と含まれおりました。

しかし、今回の法改正で、平均的な損害額の立証責任が見送られておりました。その理由と、今後立

ズ形式で、契約するということはどういうことなのか、そういうことから、具体的に十二問にわたりまして詳しく述べておりました。実際に私も

消費者契約一般に通ずる事業の内容の類似性

判断の基礎となる要因を見出すことが困難であつたことなどから、更に精査が必要であったため、改正事項としなかつたものでございます。

また、立証責任を転換することにつきましては、消費者委員会における検討においてコンセンサスが得られず、改正事項として提案されなかつたという事情がござります。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

大変に難しい課題だと存じます。前回からの課題ということもでもございまして、しっかりと結論を出せるよう、引き続き御検討の方を進めてもらいたいと思います。よろしくお願いしたいと存じます。

続きまして、消費者教育の充実について、私の方からも質問させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、今回、成年年齢の引き下げによりまして、若年者の被害の拡大が懸念をされております。実際に、これまでも二十代前半を中心には多くなりました。そこで、こういった報告もなされておりますけれども、そういった中で、やはり一番重要なことは、事前予防の取組、消費者教育の充実が挙げられるかと思つております。

○川口政府参考人 全く御指摘のとおりといふ

うに存じます。

例えば、日々消費者から相談を受け、助言ある

いはあつせんを行つてゐる消費生活相談員であ

れば、若年者が現在また今後的人生においてどうい

う被害に遭うかということをよく知つておられる

ています。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

この点につきましては、二〇一八年度から、消

費者庁が中心となりまして、金融庁、法務省、文

部科学省の四省庁が連携をいたしまして、若年者

への消費者教育の推進に関するアクション・プロ

グラム、これを推進していただいていると承知をし

ております。

その中で、高校生向けの教材といたしまして、

「社会への扉」、これがございますけれども、クイズ

において育成し、配置を行うということを取り組んでまいりたいと思つております。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

今、消費者教育コーディネーターのお話をございました。やはり、学校現場、先生方も大変に忙しいです。具体的にどのような授業をしていくべきでございましたが、更に充実した教育をしていく上で、ぜひとも、実務経験者、こういった方々、外部講師の方を積極的に活用していくことが重要ではないかと思っております。

例えば、相談員の方だつたり弁護士の先生だつたり、直接こういった事案に携わつてくださつた方、そういった方の思いも含めて聞いて聞いていく中で、子供たち、また若年者の皆さんに、しっかりとやつていかなければいけない、そういういたことが植え付けられると思ひます。

そういった意味で、このような実務経験者、こ

ういった方々に積極的にこの教育に取り組んで

ただく、このような形で消費者教育の充実をしつかりと図つていただきたいと思つておりますが、この点につきまして、今後の取組も含めて御見解をお伺いしたいと思います。

○川口政府参考人 消費者庁の調査によります

と、平成二十九年四月一日時点で、十六府県、九

政令市におきまして消費者教育コーディネーターを設置しております。

消費者庁といたしましては、全ての都道府県へ

の消費者教育コーディネーターの配置に向けた支

援に取り組みたいと思つております。

具体的には、平成三十年度予算に計上され

ります地方消費者行政強化交付金、これにおきま

しては、消費者教育コーディネーターの委託費あ

るいは人件費を対象経費としているところでござ

ります。

また、今年度からは、地方公共団体における消

費者教育コーディネーターの設置が円滑に進み、

適切に所期の役割を果たしていただけるよう、そ

の役割あるいは要件を具体的に提示するべく実態

把握を進めるとともに、さらに、地方消費者行政

強化交付金を活用して支援をしてまいりたいと考

えております。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

つ



○福井国務大臣 ありがとうございます。

男性から女性に對してはもちろんであろうと思ひます。女性から男性に對しても、そして同性間であつても、本人の意思に反するような性的な言動を行ふことは絶対に許されないというふうに考へてゐる次第でございます。

○尾辻委員 セクシユアルハラスメントは許されないとおっしゃつたということによろしいでしょうか、確認です。

○福井国務大臣 そうですね、主語が省略されていたかもしません。

セクハラは、本人の意思に反するような性的な言動を、する方は行い、そして、される方は言動をされるという、その関係については許されないというふうに思つてゐる次第でございます。

○尾辻委員 それで、最近、日本もそうですけれども、ミー・トゥー運動というのがあります。これは、セクシユアルハラスメント、今まで被害者は、受けてもなかなか名乗り出ることができなかつた、それによって次の新たな被害者が生まれるという事態がありました。それを食いとめるためには当事者が泣き寝入りしないんだということです、ミー・トゥー運動というのがあるんですが、大臣、ミー・トゥー運動というのは御存じですか。そして、大臣、この運動に対してもどう認識をお持ちか、お聞かせください。

○福井国務大臣 ありがとうございます。

セクハラは、本人の意思に反するような性的な言動を、する方は行い、そして、される方は言動をされるといふふうに思つてゐる次第でございます。

○尾辻委員 それで、最近、日本もそうですけれども、ミー・トゥー運動というのがあります。これは、セクシユアルハラスメント、今まで被害者は、受けてもなかなか名乗り出ることができなかつた、それによって次の新たな被害者が生まれるという事態がありました。それを食いとめるためには当事者が泣き寝入りしないんだということです、ミー・トゥー運動というのがあるんですが、大臣、ミー・トゥー運動というのは御存じですか。そして、大臣、この運動に対してどう認識をお持ちか、お聞かせください。

○福井国務大臣 ありがとうございます。

セクハラは、本人の意思に反するようになる性的な言動が行われないようにしていくことが重要であるといふふうに考えてございます。

○尾辻委員 一般的な認識をお伺いしました。

それで、多分大臣も御承知だと思うんですねけれども、最近、この三月、四月と、週刊誌にかなり大臣の記事、それも、過去にセクシユアルハラスメント行為があつたのではないかというような、メント行爲があつたのではないかというような、

示唆する週刊誌記事などが出ております。

大臣、過去にセクハラ行為をされたことはありますでしょうか。

○福井国務大臣 私自身につきましてのお問合せでございます。

セクハラ行為を直接指摘されたような経験はございませんけれども、仮に、過去の私の言動によりまして、不快な思いをされた方、ハラスメントを受けたというふうに、もしお思いの方がいらっしゃれば、衷心よりおわびを申し上げなければなりません。

○尾辻委員 被害を受けた方というのは、非常に心してまいりたいと存じております。

今後とも、決して御迷惑をおかけしないように心してまいりたいと存じております。

うことでいつても、両方、自分を責めてしまうわけですね。なぜ私はあのとき嫌だと言えなかつたのかとということ。そして、そういう自分にとつてマイナスなことはなかなか人には言えない、相談できない。これは、セクシユアルハラスマント、そして消費者保護、何よりも大事なことだと思います。

それでいいますと、セクハラ罪という罪はないですか。大臣には、加害者の側から見ることはあるつてはならないんです。これは加害者の側から見えてはならない。

それでいいますと、セクハラ罪という罪はないであります。ですから、大臣には、加害者の側から見ることはあるつてはならないんです。これは加害者の側から見えてはならない。

それでいいますと、セクハラ罪という罪はないであります。だから、このセクハラ罪という罪はないであります。大臣、このセクハラ罪という罪はないであります。大臣、このセクハラ罪という罪はないであります。

その發言が麻生財務大臣からありましたけれども、大臣、このセクハラ罪という罪はないであります。大臣、このセクハラ罪という罪はないであります。

○福井国務大臣 セクハラ罪という罪はないであります。大臣の御認識をお伺いしておいてもよろしいですか。

者被害に對して、消費者と事業者との間の交渉力等の格差は正を前提として、どれだけ消費者の利益の擁護を図るための法改正となつてゐるのかと

いうことで、福井大臣に對して質問をさせていた

しかし、残念ながら、本法律案が消費者を守るための法律的な盾となる改正であるというふうに、消費者事業者、国民に對して納得していただけの答弁といふうには私は感じないところがございました。

それで、改めて質問をさせていただきたいと思います。それで、本日は、一昨日の参考人陳述を踏まえて、改めて質問をさせていただきたいと思います。

先ほどからずっと議論になつております、不当な勧誘行為の追加ということで、新たな要件、社会生活上の経験が乏しいことから」ということ

が議論になつております。

私の本会議の代表質問においても、福井大臣は、社会生活上の経験が乏しいという要件を追加した理由について、消費者委員会において、知識、経験の不足など、消費者の合理的な判断をすることができないような事情につけ込む被害事例について検討がなされ、こうした被害事例を適切に捉えるため、経験の有無という客観的な要素により、要件の該当性の判断が可能となるようになります。

つまり、社会生活上の経験が乏しいというの経験があるかないかという客観的な要件であるというふうにして、この要件がなければ、本来想定していない、救済する必要がない場合についてまで取消しを主張されてしまふおそれがあるということだつたと思います。

ここに關して聞いていきたいんですけども、先ほどからの質疑にもありますとおり、まず、この「社会生活上の経験が乏しいことから」というのは、確認です、若年者に限定する趣旨がどうかと

いうことで、大臣にお答えいただきたいと思います。

○尾辻委員 では、そこを確認させていただきま

したので、消費者契約法の一部を改正する法律案の中身の方に入つていただきたいと思います。

私は、五月十一日の本会議において、依然として発生している若年者を含めた幅広い年代の消費



ざいます。

○尾辻委員 いや、この大臣の答えからいくと、契約の目的となるものや勧誘の態様との関係ということであれば、この商法は、過去にデーント商法の被害を受けたことがなかったとか、そのような商法で被害に遭ったことがなかったとか、「社会生活上の経験が乏しいことから」ということになるんじゃないんですか。

○井内政府参考人 お答えを申し上げます。

被害を受けたかどうかということでございますけれども、被害を受けても、その経験という意味で、社会生活上の経験というものになつていなければ、十分積み重なつてないということであれば、一度被害を受けたら経験をしたということにはならないというふうに考えております。

○尾辻委員 とにかく、わかりにくいでありますよ。

この質疑の時点では、これだけ、「社会生活上の経験が乏しいことから」をつけたことで、ここまでわかりにくくなっている。ここは私は大問題だと思いますが、ちょっとここについて、もう少しほがいいと思います。

このことを聞いて、本当にわかるんですか、消費者の人たちが。自分がやられていることが、本当に契約を取り消していけるかどうかとわかるんですか。事業者がわかるんですか。といふことで、事業者が、じゃ、これは本当に、「社会生活上の経験が乏しいことから」と入つてわかるんですけど」ということで聞きたいと思うんですね。

も、事業者は、この人、社会生活上の経験が乏しい、つまり、経験の有無があるとかないとか、売るときにどうやってわかるんですかということなんですね。どのようにして事業者は、相手が経験があるかないかと、どうのを判断するんでしょうか。

○井内政府参考人 お答えを申し上げます。

社会生活上の経験が乏しいことの要件に該当するかどうかですけれども、これについては、先ほども申し上げていますが、消費者の進学、就

職等の経歴、結婚等の人間関係形成に係る経験、

生計を立てて財産を管理、処分する等の消費者としての経済活動に係る経験等、契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要となる経験の有無について、今申し上げましたような客観的な事実をもとに判断されるというものでございます。

で、消費者の面的な問題に比べますと、事業者にとつても把握しやすいものというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 だから、商品を売るときに、その人の経験の有無というのは何でわかるんですか。

じゃ、聞くんですか。あなたの結婚していましたか

とか、そうやって聞くということなんですか。だ

から、どうやって商行為の中で、事業者は、経験

の有無が要件に入るんでしょう、今度から取消し

の。そうしたら、どうやってそれはわかるんです

か。

○井内政府参考人 今御質問の点で、社会生活上の経験が乏しいこと、経験について、必ずしも一般的の事業者が知らないてはいけないということでは実はなくて、これで取り消されるということもは、ほかに消費者側の条件と、さらには事業者側の要件がござりますので、健全で一般的な事業者であれば該当しないことだと思いますのでござりますの

で、そういう心配はないというふうに考えており

ます。

○尾辻委員 でも、これは要件に入っているんで

すよ。だから、全然意味がわからないんですけれども。本当に、言っている意味がわからないんで

すけれども。

○尾辻委員 だから、全然意味がわからないんですけれども。本当に、言っている意味がわからないんで

すけれども。

そうしたら、逆に悪徳業者が、いや、この方、

経験あると思ったんだですよ、だから売ったんで

す、だから、私たち、この取消しと言われても、

だつて、経験あると思ったんだすもんと言つたら

どうするんですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、この要件について

は、悪質な事業者が思つたというだけでは、とい

うことはだめでありまして、客観的にそれが豊富

であつたということが示されなければいけないわけですから、今のような御指摘は当たらないといふことに考えております。

○尾辻委員 話がぐるぐる回つてているんですけれども、だから、どうやって客観的な要素である経験の有無というのを、じゃ、事業者はわかるんですか。どうやってはかるんですか。もう一度答えてください。どうやってわかるんですか、こうい

うものが。

○井内政府参考人 先ほども申しましたように、

例えば、取引とか、その方が実際に生計を立てて、みずから、売買というんでしようか、購買とか、そうやって聞くということなんですか。だから、どうやって商行為の中で、事業者は、経験

かそういうことをやつているということであれば、そこは経験をどんどん積んでいくということになりますので、それによつて客観的に、先ほども三つ挙げましたけれども、そういうものを判断

しまして、客観的に知り得るというふうに考えております。

○尾辻委員 何かすごいそれ違つてあるんですけど

だから、どうやって知れるんですかと聞いてい

るわけですよ。その客観的。それが客観的である

ということがどうやってわかるんですかと聞いて

いるんです。(発言する者あり)

○櫻田委員長 時計をとめてください。

(速記中止)

○尾辻委員 でも、これは要件に入っているんで

すよ。だから、全然意味がわからないんですけれども。本当に、言っている意味がわからないんで

すけれども。

○尾辻委員 どうぞお聞かせください。

○井内審議官 大変失礼いたしました。

今委員の御質問というのだが、社会生活上の経験を知る、知らないということで判断されるということではございましたけれども、この条項につきましては、当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、事業者の方がですね、消費者が願望の実現に過大な不安を抱いてることを知りながらということです。この不安を知るかどうか

いうのがポイントになるということではございま

すので、実際に、先ほどから申しているように、

健全な事業者の方とかということが、これによつて、社会生活上の経験を知るか知らないかということについては懸念される必要はないということだと思います。

○尾辻委員 だから、その答えでいうと、社会生活上の経験が乏しくなんという要件は要らないじゃないですか。要らなくないですか、今のお答えだと。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

「社会生活上の経験が乏しい」の要件はなぜ必要かという御質問だと思いますけれども、社会生活上の経験が乏しいということの要件につきましては、取消権の適用される範囲を消費者に類型的に困惑をもたらす不當性の高い事業者の行為に特定しまして、明確化することといたします。

本要件を置きませんと、本来想定していない場合にまで消費者から取消しが主張されて、正当な事業活動に支障を来すおそれがあるというふうに考えておりまして、例えば、大学生と中年の会社員では、大学生というのは若い方ということで、あと中年会社員、この間では、事業者から勧誘を受けたとしましても、その受けとめというのは異なりまして、中年会社員であれば、社会生活上の経験から、必ずしも、類型的にというふうにござりますけれども、困惑するということではないというふうに考えられるということでござります。

○尾辻委員 ますますわけがわからなくなつてしまひたよ。

ちよつとこの話は後でもう一回やりますのでお

いておきますけれども、「社会生活上の経験が乏しいことから」が入ることによって、私が懸念しているのは、先ほどから申し上げるように、事業者は、じゃ、どうやって相手のことをわかるんですか。この人は経験があるとか、この人は結婚しているとか、どう

やって物を売るときにわかるんですかということですよ。

そして、もう一つは、同じものを売ったとして、経験がある人に売つたらオーケーだし、経験がない人に売つたらこれは取消しになっていくこということでしよう、同じものを売っているのに。それを、じゃ、事業者はどうやってわかるんですかと何回も聞いているんですよ。同じものを売ります、社会生活上の経験が乏しかつたらこれは取消權があるんでしょう、いけるんでしよう。でも、これがある人だつたらそれはオーケーというときに、事業者はどうやってわかるんですか。

やりとりというようなことを通しますので、そういう中で事実関係を知る機会を持ち得るということからしますと、相応にやはり予見性というのは確保できるのではないかというふうに考えていろいろござります。

○尾辻委員 さつきからいろいろ答弁が変わつてきて、ついに、やりとりからわかるよということを言つたわけですね。じゃ、事業者はやはりとりからわかるんでしょう、やりとりで。そうしたら、そのやりとりでわからなかつた事業者が

に、中高年者に対しても、この要件では客観的な判断ができないケースがほとんどである中、契約ごとに異なる意味主観的に判断していくこというふうに、やはり個別ごとになるということをおっしゃっているに等しいと思うんですよ。これは、「社会生活上の経験が乏しいことから」が入って、中高年者及び障害者の被害対策に本當になるんですか。

○福井国務大臣 本会議答弁との整合性を整理をさせていただきたいと思います。

とかならわかりますよ。でも、先ほどから言つて  
いるように、社会生活上のこの経験というのには、  
もうこんなのがわからないわけですよ。これは全然  
私は客観的じゃないと思います。  
ですので、今の質疑をしても結局わからないま  
まである、曖昧だ、そして、事業者もこれでは困  
惑してしまうし、中高年や障害者の人もこれでは  
不十分であるということで、強く修正を求めたい  
と思います。

最後に、これは申し上げておきたいと思います

○井内政府参考人 お答え申します。  
今のお御質問でござりますけれども、事業者が基本的に取り消されないかどうかということについては、一般的の事業者に關しまして、先ほども、社会生活上の経験が乏しくて、強い不安を抱いているけれども、実現についてですね、不安をおおつたりということでおざいますので、普通の事業者の方が、取消しされるかどうかというのは、そのようなことを知りながら、さらに、後に、ありますような要件を満たさない限りは取り消されないわけですので、それを知るという必要はないといふことでござります。(発言する者あり)  
○櫻田委員長 御静粛にお願いします。  
○尾辻委員 ですから、じゃ、もう事業者は知らないでいいんですか、ということは。事業者は、相手が別に社会生活上の経験があるなしというのは関係なく、売つてもいいですよという御答弁になりますけれども、それでよろしいということで、つまり、事業者の方は予見可能性をあるんじやないかとかびくびくしなくていいということです。  
○井内政府参考人 お答え申し上げます。  
事業者の方は、知りながらということがございまして、さらに、先ほどから、どうやってその経験とかを知るのかということでござりますけれども、事業者の方は、消費者に対して、やはり契約の勧誘をするというときには、その消費者の方と

売つてしまつたら、これはどうするんですか。じゃ、今度、事業者の責任になるということですか。非常にやはり、私は明確な答弁だとは思えません。本当に明確な答弁だとは思えません。

私は別に法律の専門家ではございませんので、ただ、消費者契約法というのは全ての消費者に当てはまるものですよね。そして、全てのこういう商行為をする事業者に当てはまるものですよね。それが、これだけやりとりして私がわからないということは、もっとわからない人がたくさん出るということになりますんか、この「社会生活上の経験が乏しいことから」というのは、本当にこれは私も削除すべきだと思うんです。つけたためにこんな混乱が起こっていると言わざるを得ないと思います。

これまた先ほどと一緒なんですけれども、ちょっと何か最初の大臣の答弁から、今だんだん答弁が変わってきているような気がするんです。中高年とか障害者については、本会議のときは、高齢者であっても、契約の目的となるものや勧誘の様態との関係で、本要件に該当する場合があるということで答弁されているわけですよね。契約の目的となるものや勧誘の態様というのは、まさに入り組んで、この要件が客観的に判断できる要件と本当に言えるのかということを聞きたいんです。

消費者庁は、この要件について、年齢で制限する要件ではないと説明しておきながら、一般的的

三本柱がありますが、もう省略して最後のところだけ申し上げさせていただきます。

契約の目的となるものや勧説の態様、態様と申しました、との関係につきましては、「社会生活上の経験が乏しい」の要件該当性を判断する際に、消費者がこれまでどのような経験を積み重ねてきたかを客観的な事実関係をもとに判断するための参考となるものと考えている、参考となるものと考えているということで、今のやりとりを踏まえて、そこまでにどめさせていただきたいと思います。

○尾辻委員 参考となること。じゃ、具体的にはどうするんですか、逐条解説でこれをやるということになるんですね。

○福井国務大臣 逐条解説も必要だと思っております。

社会生活上の経験が乏しいという要件の解釈を始め、本改正案の内容につきましては、今先生もたくさん事例をお示しいただきましたけれども、事例を多く用いながら、逐条解説でわかりやすい説明を徹底してまいりたいと存じて いる次第でございます。

また、本法が成立した場合には、説明会の開催、消費者、消費者団体、消費生活相談員、事業者団体を始め、皆様方に周知を徹底する所存でございます。

○尾辻委員 逐条解説でしかわからないというものを条文に入れるというのは、私はおかしいと思うんですよ。条文がしっかりとあって、例えば年齢

が、私、前回のときに、質問の際に、大臣の出資金詐欺のことについて質問をさせていただきました。大臣の後援会の方が資金詐欺を働いた。被害者の方が、大臣とその後援会の方に關して損害賠償を起こされた。詳しいことはもう前回聞かせていただきましたから。

その際、大臣は、被害者の方々、出資金詐欺に遭った方々に私は勧誘はしていないよ、ただ政治的な挨拶をしただけだというふうにおっしゃったかと思います。もちろん、裁判で損害賠償を認められたわけではないというのも私も聞いております。

ただ、判決の中で、例えば、大阪市内のホテルで事業への支援を求めたということは事実認定されているんです。それが損害賠償になつていてるわけではありませんけれどもね。

○櫻田委員長 尾辻議員、持ち時間が終了しておりますので、簡潔にお願いします。

○尾辻委員 はい。

こういう、男性が福井氏の後援会幹部であったことが事業の出資の誘因となつたという判決になつているんです。

結局、私は政治家として挨拶をしただけなのに、その相手の方が勧誘だとつたんだ、政治家がいるから安心だと思ったんだというのは、消費者担当大臣として、本当にこれはいいんだろうかと思ふわけです。

○尾辻委員 はい。

ということです、こういう過去があるということについては、首をかしげざるを得ない過去があるということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○櫻田委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 国民民主党の柚木でございます。

きょうもよろしくお願ひいたします。

法案質疑、四項目通告していますが、最後の一項の公益通報者保護法、きのうも実は厚生労働委員会の方で質疑をさせていただいて、保護対象の拡大について、ここを先にやらせていただいて法案質疑に入りたいと思いますので、大臣、よろしくお願ひします。私が指名したら参考人の方も答えていただいて構いませんので、よろしくお願ひします。

昨日は、井内審議官にお越しただいて、こういうやりとりになつてゐるんですね、大臣。

資料の五、六をごらんください、皆さん。六の方から見ていただきたい方がいいですかね。

実は、財務省前次官のセクハラ問題を受けて、一昨日、メディアで働く女性ネットワーク、これは新聞、テレビ等々、計八十六人が参加をした、

そういったネットワークが設立をされて、麻生財務大臣宛てに、セクハラ罪という罪はないなどとした発言の撤回などを求める要望書を提出したほか、一番下に二行書いていますが、安倍総理大臣あるいは野田聖子女性活躍担当大臣宛てに、セクハラ根絶に向けた法整備などを求める書面を提出、こうであります。折しも昨日は、女性議員をふやす、そういった法律が国会でも成立するという、女性活躍に向けて議会を変えていくというのは非常に重要なことです、そういった女性活躍の観点からも、ぜひ、この質問、前向きにお答えいただきたいんですが。

昨日は、私の方から、つまり、公益通報者保護法上、同じ事業者、つまり労務提供先と定義されているんですが、その関係でないと保護対象にな

らないということであれば、これはどんでもない法の欠陥で、例えば一般企業に勤める方で、取引先の方から、また飲み会でも何でもいいですよ、誘われて、セクハラされ、公益通報しても保護対象にならなくなってしまうんですね。これは別にメディアに限りませんから。ですから、こんなことでは、そうでなくとも多くの方が泣き寝入りを余儀なくされています。それが問題視もされています。

ですから、雇用関係が直接ない場合であつても保護対象を拡大をする、こういうことをぜひ、安倍政権が本気で女性活躍あるいはセクハラの撲滅を進めるつもりであれば、早急に法改正すべきと

いうことを申し上げましたら、こういう答弁だったんですね。現在、消費者庁の専門委員会で調査審議が行われており、その審議状況等も踏まえつつ、引き続き実効性向上に努めてまいりたい、こういう答弁だつたんですよ。

それを踏まえてお聞きしますけれども、ちなみに五ページ目に、公益通報者保護法見直しの当

時の有識者検討会の最終報告書のまとめの記事もつけています。ここにも、これは現在の労働者に限定している保護の対象に役員、退職者を加え

る、これも重要な点ですが、これだけでは不十分です。やはり、雇用関係になくても、何よりも、

こういう表現、これも検討会の中で出ています。

そこで、同じ雇用関係にない関係の方々にも拡大する

ような法改正を、ことしに入つて四回の専門委員会をやつてゐるのを全部見ました、ですから、そ

こに、答弁書、書いてあると思いますが、それも

もちろん踏まえてで結構ですが、早ければ今年度以降、公益通報者保護法改正を行うという方向の

ようですから、ぜひ保護対象を何よりも等まで拡大する形での改正案の国会提出をお願いをしたい

と思いますが、御答弁お願いします。

○福井国務大臣 ありがとうございます。委員の女性活躍に対する思い、しかと受けとめさせていただいた上で御答弁させていただきます。

ただいた上で御答弁させていただきます。

公益通報者保護法は、今先生御指摘のように、労働者が、労務提供先について、法の定める通報

対象事が生じ、又は生じようとする旨を所定の対象にならなくなってしまうんですね。これは別にメディアに限りませんから。ですから、こんな

ことで、そうでなくとも多くの方が泣き寝入りを余儀なくされています。それが問題視もされています。

同法につきましては、規律のあり方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討するため、本年一月、内閣総理大臣から内閣府の消費者委員会に

対して諮問が行われたところでございます。先日の答弁にあつたとおりでございます。

現在、同委員会の専門調査会において、保護の対象となる通報者の範囲のあり方も含め、調査審議が行われているところでございます。

そこで踏まえてお聞きしますけれども、ちなみに五ページ目に、公益通報者保護法見直しの当

時の有識者検討会の最終報告書のまとめの記事もつけています。ここにも、これは現在の労働者に限定している保護の対象に役員、退職者を加え

る、これも重要な点ですが、これだけでは不十分です。やはり、雇用関係になくても、何よりも、

こういう表現、これも検討会の中で出ています。

そこで、同じ雇用関係にない関係の方々にも拡大する

ような法改正を、ことしに入つて四回の専門委員会をやつてゐるのを全部見ました、ですから、そ

こに、答弁書、書いてあると思いますが、それも

もちろん踏まえてで結構ですが、早ければ今年度以降、公益通報者保護法改正を行うという方向の

ようですから、ぜひ保護対象を何よりも等まで拡大する形での改正案の国会提出をお願いをしたい

と思いますが、御答弁お願いします。

○福井国務大臣 ありがとうございます。委員の女性活躍に対する思い、しかと受けとめさせていただ

けます。

問題は、まさに昨日、メディアの方々は、メディアの方に通報するという余りない事例ですね。今回、前

次官からセクハラを受けた方以外にもたくさん、これは野田大臣も聞かれています、受けていて、はつきり言つて不利益変更されているんですよ。

異動させられているんですよ。

ですから、はつきり言つと、このネットワー

ク、八十六人の記者の方々、こういう方々がもし

今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであ

れば、まさに報道の自由、そして、それを通じて国民の皆さんのがる権利、こういうところにまで多

く、八十六人の記者の方々、こういう方々がもし

今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであ

れば、まさに報道の自由、そして、それを通じて國民の皆さんの知る権利、こういうところにまで多

く、八十六人の記者の方々、こういう方々がもし

今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであ

れば、まさに報道の自由、そして、それを通じて國民の皆さんの知る権利、こういうところにまで多

く、八十六人の記者の方々、こういう方々がもし

今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであ

れば、まさに報道の自由、そして、それを通じて國民の皆さんの知る権利、こういうところにまで多

く、八十六人の記者の方々、こういう方々がもし

今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであ

れば、まさに報道の自由、そして、それを通じて國民の皆さんの知る権利、こういうところにまで多

く、八十六人の記者の方々、こういう方々がもし



ります。

ただ、さきの参考人質疑で野々山参考人がおつしやつたように、余計なものが一つ、それから不足するところが二つあると。その余計なもの一つというのが、先ほど来議論になつております「社会生活上の経験が乏しいことから」ということなんですけれども。

まず、ここについて確認をしたいというふうに思つますが、この間の参考人質疑の中で、経済界の代表として意見を述べた長谷川参考人も、報告書にはない要件がどういう縦縛で入つたかわからぬ、こうおつしやつたんですよ。私は、これは重要な発言だなというふうに思つて聞いていたんですけれども。

じゃ、改めて聞きますけれども、この要件はどこで誰が入れたんですか。法案作成段階で消費者庁が入れたのか、それとも与党プロセスの中で入つたのか。どこで誰が入れたのか。そして、事業者も要望したわけでもなく、専門調査会の議論にもなかつたものが、どこで誰が入れたのかというのを明確に御説明いただきたいと思います。

○福井国務大臣 参考人質疑の受けとめを先に申し上げさせていただきます。

長谷川参考人からは、新たな取消権の要件について、問題となる事案に対応し、かつ、通常の事業者を萎縮させない適切なもの、退去妨害や民法の詐欺などとのバランスで今回のデート商法不安をおる類型は自由な意思形成が阻害されるとまでは言えず、社会生活上の経験が乏しいという要件が追加されたものと認識をしていると、どちらかといえばフェーバーな御意見だったというふうに受けとめております。

そして、いつ誰が入れたかというのは、政府内での検討を経て法制化したものでございます。

○大西(健)委員 明確なお答えがありませんでしたが、はつきりと、これはそのとおりですけれども、報告書にはない要件がどういう縦縛で入つたかわからないと長谷川参考人はおつしやつています。ですから、誰がどこで入れたかというのを本

当ははつきり明確に私はしてもらわなきゃいけないというふうに思います。

続けて、尾辻議員の質問とかなり重なるところがありますので、少し聞き方も変えながら聞いていきたいというふうに思いますけれども、先ほど尾辻さんからも確認がありましたけれども、消費者庁はこの要件は年齢を必ずしも指すものではないというふうに先ほどもありました。一方で、

じゃ、社会生活上の経験というのは何なのかといふことについては、消費者庁は社会生活上の出来事を実際に見たり、聞いたり、行つたりすることで積み重ねられる経験全般をいう、当該消費者のこれまでの経験等を総合的に勘案して判断されることがあります。これを読んでも意味がさっぱりわからないということなんですね。

私も尾辻さんと同じような事例を想定していたんですけども、これは実際にあった消費者被害ですけれども、婚活サイトで知り合った交際相手から二人の将来のためとマンションの購入を勧められてローンを組んだ、こういう事件が少し前になりました。この被害者というのは、当然のことながら、いろいろな年齢層に散らばっています。

データ商法のようなこういう商法について言えば、一般的に、若者であれば恋愛経験が少なく、一定年齢に達すればそれなりの恋愛経験を有しているという推測はすることができます。

ただ、まさにそれは人それぞれであつて、四十年代、五十年代になつても、恋愛経験が乏しい、異性とおつき合いした経験がほとんどない、そういう方は世の中が多くいらっしゃって、悪徳商法をされる事業者というのは、そういう人を逆に言うところが世の中にあるというふうに思いました。

もうと言えば、最近では、これも尾辻さんからもありましたけれども、六十代以上のシニア向けの婚活お見合いパーティーというのも、これも盛んになつております。そういう中で、例えば、もう二十ぐらいでお見合い結婚して、ずっと専業主婦をやつていた、最近になつてパートナーと死別

して、お見合いパーティーに参加した。この人は、専業主婦で社会経験も乏しいし、そして、二十でお見合い結婚している、多分、恋愛経験も乏しいでしょうね。こういう人というのは、まさしく六十代であつても、これは社会生活上の経験が乏しいということに私はなるんじゃないのかと

思います。

これは先ほどまさに尾辻さんも言つたことですけれども、客観的な事実と言うけれども、まさに、その人がどんな人生を歩んできたかというのは、それは千差万別ですよ、人それぞれなんです。それは外から判断することができない。そんなことを要件にしたら、むしろ事業者の予見可能性を害することになるんじゃないかというふうに思いますけれども。

先ほど井内審議官とのやりとりがありましたがれども、改めて、大臣、先ほど井内審議官と尾辻議員のやりとりも十分聞いていただいていたと思いますけれども、外から判断できないじゃないですか、その人がどんな人生を歩んできただか。そういう要件を課すことは、事業者にとっても、これは予見可能性を害することになると思いませんか。

○福井国務大臣 今、尾辻委員と政府参考人との議論は、極めて本質的な議論だったと思います。その上で、もう一度、政府案提出者としての立場を整理させていただきますと、事業者にとっても予見性を有するものでございます。進学、就職、人間関係その他その他、前提は省略をさせていただきます。

そういう事業者の予見性が、結局は個別の判断となつて予見性がなくなるのではないかという御質問に対しましては、そういう側面は否定できませんけれども、総合的に勘案する事由は客観的な事実関係であるし、事業者としては、消費者に對し契約の勧誘をする際、これは先ほど政府参考人から尾辻議員に申し上げましたけれども、やりとりを通じてそうした事実関係を確認する機会を持ち得ることからすると、相應に、相應にとあり

ます、予見性を確保することができるものと考えている次第でござります。

○大西(健)委員 今大臣からも、総合的に判断するということになると、個別判断になるということは否定できませんが、という御答弁がありました。全く私はそのとおりだというふうに思います。まさに外から見て判断できないんですよ、やりとりしてみないと。だから私は予見可能性がないと、さつき井内審議官と尾辻議員のやりとりを聞いて非常にびっくりしたのは、井内審議官は、普通の真面目な業者はそういうことを気にする必要がないんですけど、この要件といふのは、普通の真面目な業者を保護するためじゃなくて、悪徳業者、まさに消費者をだましてやろう、人間関係につけ込んでだましてやろう、そういう事業者を少しでも救うために置いているということになつちやうぢやないですか。そういうふうに、大臣、先ほどのやりとりを見て感じませんでしたか。

そんな要件だつたら私は要らないというふうに思いますけれども、真面目にやつていてる事業者だつたらこの要件がなくたつて構わないというふうに井内審議官は先ほどおつしやつたわけですねども、それはおかしいといふうに思いました。

思つますけれども、真面目にやつていてる事業者だつたらこの要件がなくたつて構わないというふうに井内審議官は先ほどおつしやつたわけですねども、それはおかしいといふうに思いました。

○福井国務大臣 受けとめが少し間違つていたら申しわけなかつたんですねけれども、もちろん、悪徳事業者を排除する、そして全ての消費者を保護、救済するという目的に即して法令審査を今お願いしているところでございます。委員会においての御議論、尊重させていただきたいと思います。

○大西(健)委員 今、委員会での議論を尊重していただくというお話をありましたけれども、まさにそのためにこの国会審議をやつてているわけですけれども、私は、まさに客観的に見て、先ほどの尾辻議員と井内審議官、まさに法案担当者の審議

官がまともに答えられない状態でこの要件をこのまま残すというのは、あり得ないというふうに思っています。

我々は、今、修正の協議も内々させていただきたいことがありますけれども、与党からも、この要件を削除することについて、それを容認するような声があるというふうにも聞いています。ただ、一部議員が非常に強硬だという声も聞いております。

消費者問題というのは、やはり超党派で進めるべきだと思います。まさに、委員会のこの審議を尊重してと大臣から今御答弁があつたわけですから、この委員会審議を見た一般の人は、きょうも傍聴席には関係者の方がいっぱい来ていますけれども、やはりこれはちょっととなかなか、井内審議官もまともに答えられないような要件は削除した方がいいんじゃないかなというふうに私はなるといふように思いますので、そこはぜひ、与党の皆さん御理解と御英断をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、先ほど言つた、余計なものが一つ、不足するものが二つ、そのうちの一つが、専門調査会で議論されたにもかかわらず今回先送りされたキャンセル料に関する平均的損害額の立証の困難さの緩和についてということです。

昨年、これはネット上で話題になつていて、すけれども、世田谷区の居酒屋で学生団体が百三十人の宴会をドタキャンした、こういうのが載つていました。事前に料理やスタッフの準備をして、ほかのお客さんの予約も断つていた店側からすれば、これはどんでもない話であつて、こういうのは私は当然だというふうに思うんですが、問題は、その額をどう算定するかということなんですね。

この点について、非常に興味深い判決、東京地裁、平成十九年五月二十八日とて判例がありま

す。これは、五十人で忘年会の予約をして、三週間前にキャンセルした、三週間前ですから相当前ですけれども、でも、予約代金の六〇%、十

万五千円を請求された、こういう事例なんですね。

これでは、三週間前のキャンセルについて予約

耳にしたことがあるんじやないかというふうに思っています。

代金の六〇%のキャンセル料をもろいよといふのは、店側は一応ホームページに載せていました

ということなんですが、裁判所は何と言つていて、本件特約は、忘年会三週間前のキャンセルにつき予約代金の六〇%ものキャンセル料が発生するという、店側に著しく有利な、かなり特異な決めであると言つてできるのであります。

で、これに対し予約客から明示の了承が得られたなど、予約客の特約内容の明確かつ具体的な認識が求められるものとすべきである、こういうふうに判示しているんですね。

さらに、もう一つ判例を申し上げますと、東京地裁、平成二十三年十一月十七日。この事例では、まさに平均的損害額というのが争われている

んですが、大学のスポーツ同好会が五泊六日の宿泊を予定していたところが、インフルエンザにかかる者がたくさん出てしまったのでキャンセルをした、このときに宿泊代の七〇%のキャンセ

ル料を請求された。でも、判決では、宿泊料及び

グラウンド使用料から、二泊目以降は例えれば食材の準備とか仕入れとかはしないで済むだろう、だから、二泊目以降の食材費、光熱費、クリーニング費用、アメニティー費用を控除した額を平均的な損害額と算定している。

これはなかなか合理的だというふうに思つんですけれども、こういうことを全て、裁判所がやつたようだ、こういうふうに思つたというのは、私はやはり酷だというふうに思つたんですね。

ですから、キャンセル料については、それが妥当なものであることについて事業者側に立証責任を負わせる、かつ、先ほどのように、ホームページに書いていましたよと言つけれども、やはり事前にちゃんと説明して了解を得ることが私は原則

この場合、収益物件のオーナーである家主は、消費者たる入居者との関係でいえば、これはむしろ事業者であつて消費者でないということになりますので、消費者契約法の対象には一般にはなりません。

しかし、この点についても判例があるんですけれども、不動産投資を勧められてマンション二室を購入した原告が、消費者契約法四条に基づいて年三月二十七日、東京地裁。売り主は客観的な市場価格を提示しておらず、非現実的なミニユーレーションを提示し、日々の返済が小遣い程度で賄えると誤信させるなど、消費者契約法に言う重要な事項について不利益となる事実を故意に告げなかつたとして、消費者契約法四条に基づく取消しを認めているんです。

家主というのは一般的に消費者とはならないけれども、ただ、賃貸契約という点において、知識、経験が乏しい家主とこれを専門的に取り扱うサブリース事業者の間では、まさに事業者と消費者との間にあるような知識や情報量、交渉力の格差があるということなんですね。

この点、家主が既に何棟もの賃貸物件を持つていて、賃貸業を営んでいるようなケースは別です。でも、初めて賃貸業を始めるような、今回この二室のマンションを勧められて買ったというこれまですけれども、家主の属性とか勧誘の状況によっては、サブリース契約に対しても消費者契約法を適用する余地が十分あり得るのではないかと私は思います。

この点についても、この点、消費者庁の見解を求めます。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

消費者契約法において消費者に該当するためには、必ずしも、ちょっと常識と異なりますが、商品等の買ひ手あるいは借り手である必要はござい

たいと思います。

法九条第一号の平均的な損害の額の立証責任でございます。その転換でございますが、二点ございまして、企業活動の実態に関する証拠を提出することによる企業秘密に対する影響、そして、証拠の収集、保存や訴訟における立証等において事務者に生ずるコストにも配慮する必要があるといふことで、専門調査会におきましてはコンセンサスが得られませんでしたので、改正事項として提案されなかつたものでございます。

ただし、裁判や消費生活相談において、消費者による平均的な損害の額の立証が困難な場合があると考へられていることから、今先生御指摘のとおりでございますので、立証に関する規律のあり方について、引き続き検討を進めてまいりたいと存じてゐる次第でございます。

〔委員長退席、伊藤(信)委員長代理着席〕

○大西(健)委員 私、さつきも言つたように、学生団体がドタキャンする、これはどんでもないですよ。キャンセル料をちゃんと請求すべきですよ。

ただ、さつき言つたように、三週間前に六〇%は多過ぎますねとか、二泊目以降は回避できる部分があるでしようとか、こういうことは事業者側にその立証責任を負わせてもそんな重い話ではないし、それから、事前説明をちゃんとやらせて丁解をとるということは、これは常識的なことではないかなというふうに思つますので、やはりそこはしっかりと検討していただきたいというふうに思つます。

次に、不動産のサブリース契約。

近年、不動産事業者が大家からアパートなどを一括借り上げて入居者に転貸するサブリースと

いうのが、はやつてゐるというか広がつてしまつたようだ、こういうふうに思つたんですね。

この点について事業者側に立証責任を負わせる、かつ、先ほどのように、ホームページに書いていましたよと言つけれども、やはり事前にちゃんと説明して了解を得ることが私は原則

一括借り上げて入居者に転貸するサブリースと相続税対策ですよとかいつて勧められてアパートを建てて、最初は家賃保証をうたつていた業者が、数年後に一方的に賃料を減額する、こう

いうトラブル。先生方のお地元でもこういうのを

以前にちゃんと説明して了解を得ることが私は原則

です。

この点について事業者側に立証責任を負わせる、かつ、先ほどのように、ホームページに書いていましたよと言つけれども、やはり事前にちゃんと説明して了解を得ることが私は原則

です。

この点について事業者側に立証責任を負わせる、かつ、先ほどのように、ホームページに書いていましたよと言つけれども、やはり事前にちゃんと説明して了解を得ることが私は原則

です。

この点について事業者側に立証責任を負わせる、かつ、先ほどのように、ホームページに書いていましたよと言つけれども、やはり事前にちゃんと説明して了解を得ることが私は原則

です。

ません。売り主や貸し主であつても、同種の行為を反復継続的に行つていると見られない場合は消費者と見ることができる場合があり得るというところです。

賃貸不動産所有者であるサブリースにおける貸し主におきましても、事業者である賃貸住宅管理者、すなわちサブリース業者との間で情報量、交渉力の格差に基づくと思われるトラブルが時に発生していると認識しております。

したがいまして、サブリース契約における家主が消費者に当たる場合もあり得る、この場合は、サブリース契約は消費者契約と見ることができるというふうに考えております。

○大西(健)委員 今、川口次長から、大変よい答弁というか意義深い答弁があつたというふうに思っています。

資料の二ページ目にも、サブリース契約について注意を呼びかける文書を三月二十七日に国土交通省と消費者庁が連名で出しております。

これのきっかけになつたのは、恐らくですけれども、今、不動産会社スマートデイズが、女性専用シェアハウス、かばちゃんの馬車用物件の購入者に保証していた家賃の支払いが滞り、破綻したという問題で、被害者が約千人、被害額は一千億から一千五百億というふうに言われておりますし、本当に痛ましいことですから、自殺者も出ています。

スマートデイズのオーナーの多くは、まさに、高い家賃を三十年間保証しますよ、こういうふうに勧説されて、一棟当たり約一億円の融資を受けサブリース契約をしている。この被害者のほとんどが普通の会社員というのが特徴的なんですね。その会社員のほとんどは、今のまさに川口次長のお言葉にあつたように、反復継続しているんじゃないくて、賃貸業の経験がほとんどなくて、高い賃料が保証されるので、ローンを組んで賃料で銀行に支払いしてもまだ手元にお金が残りますよという説明を真に受けて契約をしている。一方で、説明とは裏腹に、実際にスマートデイ

ズがやつていたことは、入居率は全然低くて、それを場より高くオーナーに土地建物を売つて、それを家賃支払いの不足分に回す、もう自転車操業だったということが今明らかになっています。

このケースは、まさに今、川口次長に言つていただいたみたいに、家主の属性とか勧説の状況に

もよりますけれども、情報量とか交渉力の格差と

いう点で事業者と消費者は同様の関係にあって、消費者契約法を援用できる事例ではないかと私は思っています。

○福井国務大臣 御指摘の点、大変重要な点でござります。

先ほど次長から申し上げましたとおり、サブ

リース契約において、貸し主が消費者契約法の消

費者に当たる場合で、事業者の不実告知や退去妨害等によって消費者が誤認、困惑して契約を締結したようなときは、当該契約の取消しが認められ

得ると考えられております。

○大西(健)委員 私は、こういうところにこそ消費

者契約法の意義があるというふうに思つていま

す。

これは、五月七日に被害者弁護団が公開した

テープの起こしですけれども、これを見ると、こ

んなふうに書いてありますね。「あの通帳のエビデンスあるじゃないですか」「いじくれない販社つているじゃないですか」「スルガさんってそういう

販売会社さんいたらどうします?」という販売会社の社員の問い合わせに対する回答です。スルガ銀行の行員とされる人物は、「えつ、それはあんまりオフィシャルには言えないですねけれど。まあ○○さんはなんかは、逆にそういう依頼を受けることが多いから」「まあ、彼に別に勝手に電話して、まあ二人でやつてつて、ていう話はしますよ、たまたまに」と応じています。

また、まさにこうしたケースの被害者を救済するためにも、包括的な取消権を定めた消費者契約法というものの意味があるというふうに私は思っていますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○福井国務大臣 御指摘の点、大変重要な点でござります。

先ほど次長から申し上げましたとおり、サブ

リース契約において、貸し主が消費者契約法の消

費者に当たる場合で、事業者の不実告知や退去妨害等によって消費者が誤認、困惑して契約を締結したようなときは、当該契約の取消しが認められ

得ると考えられています。

○大西(健)委員 私は、こういうところにこそ消費

者契約法の意義があるというふうに思つていま

す。

○大西(健)委員 私は、こういうところにこそ消費

者契約法の意義があるといつて存じます。

これは、五月七日に被害者弁護団が公開した

本件については、こうした問題事案について当

分についてお答えすることは差し控えたいたと考えておりますが、いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、現在実施中の検査において問題事案の実態についてしっかりと検証を行い、その検証結果を踏まえ、厳正かつ適切に対応してまいりたいと思います。

○大西(健)委員 第三者委員会の調査結果が出るのに二ヵ月から三ヵ月かかるというんですね。今も、自己破産しようかと悩んでいる人がいました。自殺者も出ているんですよ。私は、これはもう早急に処分すべきだと思う。先ほど言つたように、改ざん 事実あつたことを認めているんですね。行員も知つていてるんですよ。行員も知つていてるんですよ。改ざんされた可能性があるとの疑念を抱いていた者も確認された、これらの事実については相

当数の社員が認識していた可能性がある。

つまり、さらなる調査は必要ですけれども、現

時点でも少なくとも偽造、改ざんを認めていて、そ

してそれを相当数の行員が認識していた。この

まま、改ざん 調査結果の要旨という中には、次の

報告の概要、調査結果の要旨という中には、次の

ようになります。土地売買価格の水増しや

自己資金確認資料の偽造や改ざんといった不正が

行われていた、営業社員の中には通帳など自己資

金確認資料やその他当社に提出される資料が偽

造、改ざんされた可能性があるとの疑念を抱いて

ルガ銀行にとつてもプレッシャーになつてはいたといふふうに思われます。

自己破産もしました、スマートデイズのオーナーの八割を超える人がスルガ銀行の融資を受けている……

○櫻田委員長 大西健介君、時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○大西(健)委員 その多くが自己資金ゼロだったことが既に明らかになつていて。それを称賛して、見習えと言つた金融庁の責任を政務官はどう感じておられるか、簡潔にお願いいたします。

○櫻田委員長 では、村井政務官、簡潔にお願いします。

○村井大臣政務官 大西議員の御指摘でございますけれども、金融庁としては、今、地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの構築、その取組が重要であると考えております。地域金融機関の経営状況や各種の取組を紹介することはあると考えております。

ただし、その際は、金融機関の業務運営において、顧客の信頼を損ねることがないよう、利用者保護や法令等を遵守することは当然のことであると考えております。

いずれにしても、金融庁としては、現在検査を実施中でございまして、検査監督対応を通じて行政としての責任を果たしてまいりたいと現在考えているところでございます。

○大西(健)委員 時間が来ているので終わりますが、やはりちょっと残念でした。もと踏み込んで、金融庁自身がこういう発言をしたことのある種のお墨つきを与えたと疑われかねないようなところがあると思いますので、これは厳しく対応していただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、黒岩宇洋君。

○黒岩委員 無所属の会の黒岩宇洋でございます。

きょうは、消費者契約法の一部改正ということでお、私はみつかり逐条審査、文言審査をやつてい

きますので、消費者局の方から明確な答弁を求めたいと思います。

まずは、これは改正条項じゃないんですけども、九条一項、平均的な損害額。

改めて確認しますけれども、この九条一項ですと、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害額」となつてます。

うちではないですか、これは決して、同種の消費者契約、複数の消費者契約、ここで損害の額といふものが示されて、その複数の損害額の平均値をとるという考え方ではないですね。

○井内政府参考人 お答え申上げます。

平均的な損害の額ということでございますが、これは、当該事業者、その事業者にとつて生ずべき平均的な損害の額といふことになります。ですから、いろいろ損害はあるわけですから、それを見て平均的な損害の額といふことになります。

○黒岩委員 もうちょっと精密に答えていただきたいんです。

ですから、今、同種の事業者の、また、ある程度同じ契約が複数あつて、そこに示されている額を足して、その契約書の数で割つて平均値を出す

ということではないですねと言つてはいるんですけど、これが立証責任を負うんですよ。どうやつて立証責任をきちんと全うすることができるんですか。どうやつて裁判実務でも自分の主張が認められるようになるんですか。

○井内政府参考人 お答え申上げます。

平均的なというのは、当該事業者に生ずべき平均的な額というのは、消費者がキャンセルをした

というときに生ずるということではなくて、その事業者にとつて契約が解除されたときに平均的な額ということですので、それは、個々の、自分がキャンセルしたときに幾らかということを証明する

ということではございません。

○井内政府参考人 お答え申上げます。

違うということでございます。

○黒岩委員 そこで聞きたいんですけども、では、この「平均的な」の定義をお答えいただけますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

平均的ななどということですので、もうまさに平均

ということです。当該事業者にとつて額を見たら、それが平均的、特異なものではない、平均の意味はそういうことでござりますので、ならしてみて

平均だということが意味するところでござります。

○黒岩委員 その答弁ですと、あくまでも主觀の問題になつてくるわけですよ。

それで、井内さん、立証責任は消費者側にあるんですよ。どれをもつてその事業者にとつて平均的か。今言つたように主觀も入つてくる中で、これが平均的だと立証しようとしても、実際には事業者から反証され、いやいや、そんなものはうちは平均ではありませんよ。

これは、まさに損害額の額を決める、平均的な額を超える部分は無効となるわけですから、大変重要な概念なんですよ。この平均的な損害額。こ

ちでは平均ではありませんよ。

今は、まさに損害額の額を決める、平均的な額を超える部分は無効となるわけですから、大変重要な概念なんですよ。この平均的な損害額。こ

ンセルしたというときに損害が幾らかというの立証するのが難しいわけですけれども、例えれば旅行ですね、計画をやつて契約していただけれども、その旅行契約を解除したというときに、同種の事業者がどのくらい損害額が出るかということになります。

改めて確認しますけれども、この九条一項ですと、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害額」となつてます。

○黒岩委員 わかりました。

実は、私、先ほどの審議官の答弁はありがたいと思つてゐるんですよ。おっしゃるとおりだつたら、実際には、複数ですよね、今言つたアメリカ旅行とかの契約が幾つかある、それを選び出して、例えば四十万とか五十万とかあって、自分のところはその平均で、まさに複数からならして、四十五万ですね。これを立証すればいいんだつたら楽なんですよ。

单一の契約で、例えば四十万という額が平均的かどうかといふ、この事実認定は物すごい難しい。单一の契約で、同種のものから引っ張つてきて。それが、複数が出ていて、それをならすといふんだつたら、むしろ消費者側にとつてはありがたいであります。だから、今までに審議官からそういう解説だとお聞きしたので、裁判実務上もこれで通るということですね。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申していとおり、消費者がキヤンセルしたときに同種のものをどこまでとるかといふのはござりますけれども、それを平均的に見るということでございます。

○黒岩委員 最初の答弁とかなり右往左往しましてけれども、重要ですよ。

だから、複数の契約のその平均的なものだということがわかつたので、それがわかれれば、多分、裁判実務家からしたらわかつてゐると思うんだけれども。ただ、立法責任者の方が、審議官も今二転三転するようでは、私、大変心もとないですよ。今、消費者契約法の改正という大きなテーマでやつてゐるんですから。もう先に行きます。

それで、私どもは、これにおいて推定規定を設けるべきだと。これは、私どもが主張しているんじやなくて、これ自体は、ですから、今度は、同種の当該事業者しゃなくて、同種の事業者間で、同業他社ですよ。B社、C社、D社。そういったところで類似する同種の事業者に生ずべき平均的

な損害の額を立証した際には、これを平均的な損害額と推定するというこの推定規定は、何も私どもが言つてゐるんじやありません。専門調査会において、消費者団体はもとより、事業者団体もそれでオーケーだと合意した。そのことによつて、消費者委員会の二次答申においては、その推定規定を設けるという法改正をすべきという答申につながつてゐるわけですよ。くどいようすけれども、事業者側もそれでオーケーですよ。

それは、そうです。せめて推定規定を入れなかつたら、情報量のない消費者にとつて、今言った平均的な損害額を求められたら、かなり実務における困難をきわめているわけですね。

そこで、今言つたように、事業者側もオーケー、規定が今回なぜ法改正で見送られたんですか、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

現行法上、おっしゃるとおり、事業者の平均的な損害の額を超えるキヤンセル料といふのは、その部分につき無効となるということでございますけれども、今回、立証負担の軽減の観点から、同種の事業者で事業の内容が類似する他の事業者から、問題となつてゐる事業者の、先ほどから御議論になつてゐた平均的な損害の額を推定するといふ規定を設けることとして検討してまいりました。

しかしながら、消費者契約一般に通ずる類似性の判断の基礎となる要因、どういう要因を見出すといいますか、決めるかということが実は困難であります。今、消費者契約法の改正が必要だということことで法制化を見送つた、そういう事情でござります。

ただ、一方で、現行法の規定は、平成十三年の法施行以来、裁判所又は裁判外の紛争において、実際には先ほども申しましたように積極的に活用されておりまして、実際に事業者のキヤンセル料条項が無効とされた事例というのも多数存在しているのも事実でございます。

こうしたことから、今国会におきましては、その他の改正事項について消費者被害の救済を優先させるということからこの改正案を策定したというところで、この推定規定については法制化をしなかつた、そういう事情でございます。

○黒岩委員 二点指摘します。

今、審議官のお話ですと、同種の事業者といふものを事実認定する要因を導き出すことが困難だつたからと言いました。

それについて私は反論しますけれども、それで今、立証責任が消費者側にだけある、同種の当該事業者だけの契約との比較に比べれば、間口が広がつた分、もともと、今言つた同種の当該事業者の契約内容だつて平均かどうかを立証するのにはかなり困難なんですよ。でも、今申し上げたとおり、仮に困難でも、わかりやすく言えば、推定規定がないよりましぢやないです。あつて何とか不都合があるんですか。

加えて、今、これは非常にある意味驚きだったんですけども、今のお話の確認ですけれども、裁判実務で、我々がイメージする推定規定、すなわち、当該事業者以外のB社、C社、こういつた種の事業者で事業の内容が参考になつて、平均的な損害額を司法が事実認定するときの実際にはこれが効果を及ぼしている。これが二点目。

これは改めて確認ですけれども、それが今の実務の実態だ、そのように消費者庁としても認識をしているということによろしくですね。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

裁判において、事実上の推定ということで、裁判官が、経験則を利用しまして、ある事実から当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を推認する、そういう事例があるということでございます。

ただ、一方で、現行法の規定は、平成十三年の法施行以来、裁判所又は裁判外の紛争において、実際には先ほども申しましたように積極的に活用されておりまして、実際に事業者のキヤンセル料条項が無効とされた事例というのも多数存在しているのも事実でございます。

的な損害額を推定しているということでいいんですね。これはイエスかノーかで答えてください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げました事実上の推定ということにつきましては、当該事業者に発生する平均的な損害額に推定するこの規定を、今言つた専門調査会でも入れたらどうだ、消費者庁も今までも検討してきた。そして今後も検討していくと聞いています。

○黒岩委員 そうなると、そういう消費者庁の認識だと、私が聞いている限りは、我々の言うところの、今言つた同種の事業者の額を当該事業者の損害額に推定するこの規定を、今言つた専門調査会でも入れたらどうだ、消費者庁も今までも検討していくと、それでよろしいんですね。

だつたら、もう推定機能の導入 자체、いい意味で検討する必要もない。だつて、裁判実務はもう推定機能が働いてるんだから、ということなんですよ。それでよろしいんですね。

○井内政府参考人 私どもも、もちろん、専門調査会で御指摘いただいたように推定規定を入れたかったんですけども、今回は類似性の観点で要因を見つけられずに出たわけですが、消費者庁として、事実上の推定と法律上の推定ということであれば、事実上の推定が働いた例があるからいいと思います。それで、事実上の推定といふことは、事業者にあるわけですけれども、法律上の推定を入れますと、消費者の立証責任というのが、今度は、立証するのは当該事業者の平均的な損害額ではなくて、先ほども申しましたけれども、同種の事業者の平均的な損害を立証すればいいという形になりますので、私どもは、もちろん、今御批判

いたいだいたいようなことでは毛頭ございませんで、これまでも答弁しているように、引き続き検討して、しっかりと入れていきたいというのが強い思いでございます。

○黒岩委員 井内審議官、私、順を追つて確認しているんですよ。何で、専門調査会でも合意しているんですよ。何で、専門調査会でも合意して二次答申も出されたこの推定機能をまさに法律上入れなかつたんですかと。理由は二つでしたよ。

これは、今言つた類似性の要因を導き出すことが困難であると。これについては、困難だつてないよりもしだと私は反論したわけですよ。

加えて、裁判実務上は事実上の推定機能が働いているから今回規定に盛り込まなかつたと言つたから、事実上の推定が働いているから法改正に盛り込まなかつたという、これは審議官の答弁ですよ。だから、私は、事実上の推定が働いているから法改正の必要がないのなら、ある意味、事実上の推定で法的な機能も持たせてているという、そこまで言わないので、審議官は、事実上の推定がもう働いているから、だから法改正に盛り込まなかつたと断言したんですよ。だつたら、そういう認識だつたら、法改正の検討も、もう実務では推定機能が働いているのなら、いい意味で検討しないでいいですね、こういう結論になるわけですよ。

それを聞いたにもかかわらず、今度は、法的な推定と事実上の推定は違うからと。これはもう明らかに矛盾しているんですよ。ある理由を聞いてその理由はこうだからと言つて、その理由に対してもういいですと打ち返したら、今度はそれについてまたもとに戻つた。堂々めぐりみみたいになつてゐる。

これは本当に逐条解説がぶれているということの証左ですよ。何がありますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたのは今回盛り込まなかつた理由とすることで、それは類似性の要因を見つけられなかつたということありますけれども、ほかの取消権とか、これは専門調査会の方で取りまと

めでいただきましたので、そちらを優先するといふことで、法律上の規定を入れられるのを待つと時間がかかるのかところが入らなくなつてありますので、それで今回の改正を先にしたという趣旨でありますし、事実上の推定が働いているからいんだというのではなく……(黒岩委員)そう答えたからですよ。審議官、みんなそう聞こえていいふと呼ぶ)いえいえ、それであれば、私の……(黒岩委員)後で議事録をしっかりごらんになつてからですよ。審議官、みんなそう聞こえていいふださい」と呼ぶ)申しわけございませんけれども、今回法制化できなかつたというのは、一緒にやるということであれば時間がかかるということだつたので、それについては、私の言い方が間違えたということは大変失礼いたしました。

○黒岩委員 今の説明も、正直、全く納得がいきません。

だつて、今言つた九条の一項の法的推定を入れることに議論をかけていると、他の取消権について法改正がおくれる。関係ないじゃないですか。何の因果関係があるんですか。条立ても違うし、項目立ても違うし。やれるべきところは先に進めてやればいいだけ、これを検討するとそれがネックになつて、こっちがおくれるみたいな。

まあいいや。ちょっともう時間がないので、後で、今の審議官の説明について、ちゃんと詳細なものを私にペーパーで送つてください。今の説明。この法的推定、時間がかかる、他の取消権に対する法改正がおくれるからだと。ちゃんとその因果関係を私にわかるようにしてください。私は……

○櫻田委員長 黒岩宇洋君、質疑時間が経過しております。

○櫻田委員長 黒岩宇洋君、質疑時間が経過してお話をさせていただきたいと思います。

○福井国務大臣 消費者契約法は、全ての消費者の救済を図るという立法趣旨だったと思います。

四度目の今回の改正の趣旨についても、あわせてお話をさせていただきたいと思います。

本法につきましては、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な情報の質、量並びに交渉力の格差に着目をして、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に關して消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を定めたものでございます。

このような特別の定めを置くことによつて、消費者と事業者の間で締結される消費者契約に関するトラブルの公正かつ円滑な解決に資するものと考えてございますので、この法律の提出をさせていただいたところでございます。

○櫻田委員長 黒岩宇洋君、質疑時間が経過してお話をさせていただきたいと思います。

○黒岩委員 経過した。まだあと一分ですよ。

私は立証責任の転換までなければだめだと思つているんですよ。こんな立証が困難な中で、推定規定も入れない、立証責任の転換も行われない。そんな中で、今、立証が、大変消費者が困つてゐる。このことについてどういう施策を講じていくのか。

○櫻田委員長 黒岩宇洋君、質疑時間が経過してお話をさせていただきたいと思います。

○福井国務大臣 消費者契約法の成立について、消費者契約に関する包括的な民事ルールと説明されていました。この包括的な民事ルールというのは、具体的にどのようなことですか。

○福井国務大臣 包括的な民事ルールと言つていい理由でございます。

では、これで終わりますから、次は、その施策をどう講じていくのかということを答弁いただい

てからスタートを切りたいと思います。

これで私は、きょうは質問時間が切れたので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○櫻田委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党的畑野君枝です。

○福井国務大臣 消費者契約法の一部改正案について、福井照担任大臣に質問いたします。

二〇〇〇年五月に成立をし、二〇〇一年四月から施行された消費者契約法は、これまで三度の改正を重ね、今回が四度目の改正提案となつております。

そこで、初めに伺いますが、そもそも消費者契約法はどのような法律なのか、伺います。

○福井国務大臣 消費者契約法は、全ての消費者の救済を図るという立法趣旨だったと思います。

四度目の今回の改正の趣旨についても、あわせてお話をさせていただきたいと思います。

本法につきましては、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な情報の質、量並びに交渉力の格差に着目をして、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に關して消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を定めたものでございます。

このような特別の定めを置くことによつて、消費者と事業者の間で締結される消費者契約に関するトラブルの公正かつ円滑な解決に資するものと考えてございますので、この法律の提出をさせていただいたところでございます。

○畑野委員 同様に、恋愛感情に乗じた人間関係の濫用につきましては、この専門調査会ではどのように検討されてきたのですか。

○福井国務大臣 前段の専門調査会云々はちょっと省略をさせていただきまして、同様に被害事例が存在していることと指摘をされましたので、これを受けて、事業者が、当該消費者との間の緊密

な関係を新たに築き、当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となつたときに、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げる行為を対象とする趣旨の規定を設けることが適当とされましたので、そのまま立法させていただいたわけでございます。

○畠野委員 今大臣から御答弁もありましたが、この調査会の報告書では、この二つの類型というのは、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型、いわゆる困惑類型に追加されるべきものとして整理をされたものだと思います。ところが、法案では、この双方とも「社会生活上の経験が乏しいことから」という要件がつけられてしまつた。

五月十五日の参考人質疑では、経団連の長谷川参考人から、社会生活上の経験が乏しいという要件につきましては、直接的には専門委員会でその文言について議論されたということはございませんと、私の質問に答えてくださいました。さらには、報告書段階では入っていなかつたわけでございますが、それがどういった経緯で入つていただいたかということについては、専門調査員の委員の立場としては存じ上げないと、大西委員からも紹介しておられましたが、私の質問にそのように答えておられました。

ですから、みんな不思議に思うわけです。なぜ議論もされていなかつた社会生活上の経験が乏しいことから」という要件がこの法案で加えられたのかということですが、なぜですか。

○福井国務大臣 専門調査会報告書五ページから抜粋したものを三行だけ読ませていただきますと、「消費者が判断力や知識・経験の不足、不安定な精神状態、断りきれない人間関係など、当該契約の締結について合理的な判断を行うことができないような事情を事業者に不当に利用され、云々かんぬんとございました。

今先生御指摘の、「社会生活上の経験が乏しいことから」というふうに冠をつけていないといふ

中から今回この法文をどのようにエラボレートしたかということをさしますけれども、もう一度整理させていただきますと、内閣府の消費者委員会の専門調査会では、知識、経験の不足など、合理的な判断をすることができないような事情について検討が行われました。できる限り客観的な要件をもつて明確に定める必要があるものとして報告書が取りまとめられたわけでございます。

本要件は、つまり、社会生活上の経験が乏しいからという要件は、この専門調査会の報告書等を踏まえまして、こうした被害事例を適切に捉える

ため法制化したものであるというふうに法案を提出した立場からはもう一度申し上げさせていただ

いた上で、今、種々の先生方、数々の先生方の御

指摘のように、委員会で御議論があるようござ

りますので、その委員会の御議論を尊重させてい

ただきたいと思います。

○畠野委員 そこで、先日の参考人質疑では、そ

の当事者がいらした前消費者委員長の河上参考人

を始め、また長谷川参考人からもお話を伺う機会

を得たわけです。

そもそも、その後、報告書の中身や、あるいは

その後の消費者委員会としての答申、これは本当

にきっちり反映しないと困るわけですね。

十五日の参考人質疑で河上参考人は、社会生活

上の経験が乏しいというはどうかと、それだけ

を切り出して、それに対する対応でよしというふ

うにするのはやはりちょっと狭いというふうに苦

言を呈しているんですね。若い要素もあるけれども、普通の人間でもある種の不安心理があつた

り、場合によつては、高齢者なんかは依存心が出

たり、通常の人でも、実は興奮状態に置かれる

不安心理、依存心、興奮状態、場合によつては

無知、無経験というようなものを含めて、これは

意思表示に瑕疵を生ずる可能性が高いと。

何か経験だけを言つていたわけじゃないんです

けれども、結構な部分だけをつまみ食いして、あるいは、何か起きたときにモグラたたきのように後からや

るという、それでいいのかということを専門家調

査会の皆さんも真剣に議論されてきたし、そういうことを取りまとめて付言も行つてきたわけですよ。

これだけに時間を持つことはできない。

ですから、その経緯をきちっと当委員会に報告

していただきたいと思います。委員長、お願ひし

ます。

○櫻田委員長 理事会で協議します。

○畠野委員 福井大臣にも、その経緯を、大臣自

身がよくよくお調べいただきたいということを求

めておきたいと思います。いかがですか。

○福井国務大臣 きょうまでの経緯の中ではしつ

かりと把握をさせていただいたつもりでございま

すけれども、今委員御指摘の点、心理と契約との

関係において力いっぱいの繩引きをしたのがこの

「社会生活上の経験が乏しい」という文言になつた

ところ、も御理解いただければと思いませんけれども、いざれにしても、この委員会においての御議

論を尊重させていただきたいと思います。

○畠野委員 その線引きがふさわしくないということだと私は思います。

それで、先ほど申し上げたように、経験の有無

というのはさまざまなもの一つにすぎないとい

うことです。要件は、あくまでも、合理的な判断

ができるないというさまざまな事情から困惑させら

れたかどうかということなんですね。

それで、「社会生活上の経験が乏しいことから」

などということを抜き出して条文化するとどうな

るか。結局、該当するケースが狭められることに

なりかねないわけです。

伺いますが、経験が乏しいかどうかというのは

一体誰が立証するのですか。

○福井国務大臣 本要件は取消権の発生を基礎づ

ける要件でござりますので、取消しを求める消費

者の方に立証責任があると考えられております。

○畠野委員 大臣が最初におっしゃつたように、

何かその部分だけをつまみ食いして、あるいは、

何か起きたときにモグラたたきのように後からや

るという、それでいいのかということを専門家調

査会の皆さんも真剣に議論されてきたし、そういう

ことを取りまとめて付言も行つてきたわけですね。

これが結構な部分だけをつまみ食いして、あるいは、

何か起きたときにモグラたたきのように後からや

るという、それでいいのかということを専門家調

査会の皆さんも真剣に議論されてきたし、そういう

けているわけでござります。

先ほどから委員御指摘の、弱い立場の消費者について、その消費者を守るための法文ではないと、いう御指摘でありますけれども、もう何回も政府参考人からも申し上げておりますけれども、この社会生活上の経験というのは、客観的な事実、事情により主張、立証されるものと考えられておりまして、社会生活上の経験としては、例えば、進学、就職、結婚等の経験、進学状況、就職の状況、結婚経験の有無等の人生経験等を主張、立証できるものと考えてございます。生計に関しましても、財産の管理、処分の経験、消費者の過去の取引履歴などによって主張、立証されるものと考えられています。

いずれにしても、何回も繰り返しになりますけれども、この点につきましては、肝中の肝でござりますので、委員会の御議論を尊重させていただきたいと思います。

○畠野委員 先日の参考人質疑では、三人の参考人の方のうち、河上参考人と野々山参考人は、この「社会生活上の経験がぞいしたことから」については削除すべきと、三人のうち二人が削除すべきと明確におっしゃっております。

それで、私は、大臣が最後に、結局は裁判なんですというふうにおっしゃる、そのときの裁判の実務がどうなるのか。これは本当に苦労しているんだ。そして、先ほどの委員会でも議論になりましたけれども、国民生活センターの皆さんあるいはそれぞの地方の皆さん、本当に大変な相談に乗りながら、御苦労しながら、この法律が更によくなることを願つて消費者保護のために頑張っているわけですね。

では、その現場でどういうふうになるのかといふことで、参考人の野々山弁護士はこのように言つているんです。「先ほどの勧誘要件の幾つかの要件に当たる、これ自体で十分悪質なわけでありますけれども、それに対して、いや、この若年者はこの分野では社会生活上の経験は積んでいるんだという反論を許す結果になつてくるだろうと

いつもより思ひます。」と言つてゐるんです。

これは高齢者や障害者だけの問題ではなくて、野々山参考人は次のように言っているんですね。「社会生活上の経験が乏しいことが入ったことが、若年者に有利になるというよりも、若年者の人たちに対しまた反論を許すような一つの要素にもなるわけでありまして、そういうものについても、他の要件で十分悪質性はあるわけで、事業者は悪質性を争つたらいわけですね、自分はあの要件に当たらないということを争つたらいいわけでありまして、消費者に社会生活上の経験があるかないかを争うべきではない、争う必要はないのではないかというふうに私は思つております。」とおっしゃつているんです。

で、被害事例や裁判例の分析等を進めて、引き続  
き検討してまいりたいと思つてゐる次第でござい  
ます。

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをはすつきりといかないといけないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるというのでは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しつかりした議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただきたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

たようにやはり消費者契約法というのはどううう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちんと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのじゃなくて、やはり包括的な民事ルールというのはすつきりといかないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるという点では現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。そういう点で、私は、しっかりと議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただきたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏) 委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのじゃなくて、やはり包括的な民事ルールといつのはすつきりといかないといけないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるということでは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。そういう点で、私は、しつかりした議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国との目線で、これでよいのかとよく調べていただき、吟味をしていただいて、再提出をしていただきたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○森 夏枝君 次に、森夏枝君。

○櫻田 委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをつくりといかないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるというふうにでは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しっかりとした議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただき、吟味をしていただき、再提出をしていただきたいというふうに思うぐらいでございますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、消費者が安心して安全に豊かに暮らして続けるためには、一刻も早く法案を成立してい

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをつくりといかないといけないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるといふことは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しっかりと議論をすら、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただきたい、吟味をしていただき、再提出をしていただきたいというふうに思うぐらいでございますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをはすつきりといかないといけないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるといふとでは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しつかりした議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただき、吟味をしていただいて、再提出をしていただきたいたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、消費者が安心して安全に豊かに暮らしぶ��けるためには、一刻も早く法案を成立していただきたい、そういう思いから質疑をさせていただきます。

先日の党の部会の方でもこの法案の御説明に来ていただきました。恋愛感情等に乗じた人間関係のところで被害の把握が大変難しいようになります。

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをつくりといかないといけないわけです。後者だけ健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しっかりと議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただきたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、消費者が安心して安全に豊かに暮らして続けるためには、一刻も早く法案を成立していただきたい、そういう思いから質疑をさせていただきます。

先日の党の部会の方でもこの法案の御説明に来ていただきました。恋愛感情等に乘じた人間関係のところで被害の把握が大変難しいようになってしましました。

例えばですが、お互い恋愛関係にあると思つて

たように、やはり消費者契約法というのはどうういう位置づけなのか。個別の法律とまた違わけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをはすつきりといかないといけないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるといつうとでは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しつかりした議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただき、吟味をしていただき、再提出をしていただきたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も質問の時間をいただき、ありがとうございました。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、消費者が安心して安全に豊かに暮らしき続けるためには、一刻も早く法案を成立していただきたい、そういう思いから質疑をさせていただきます。

先日の党の部会の方でもこの法案の御説明に来ていただきました。恋愛感情等に乘じた人間関係を購入し、購入した直後にその人と連絡が大変難しいように感じました。

例えばですが、お互い恋愛関係にあると思っていた女性がいて、好きな人のために高額なものち

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちっと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。

これは何かほかの手を打てばいいかというのではなくて、やはり包括的な民事ルールというのをはすつきりといかないといけないわけですよ。後者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

で何かつけ加えたら余計ややこしくなるというふうに思つては現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だつて健全な事業者は困ると思ひますよ。

そういう点で、私は、しっかりとした議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただき、吟味をしていただいて、再提出をしていただきたいというふうに思うぐらいでござりますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏) 委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、消費者が安心して安全に豊かに暮らしが続けるためには、一刻も早く法案を成立していただきたい、そういう思いから質疑をさせていただきます。

先日の党の部会の方でもこの法案の御説明に来ていただきました。恋愛感情等に乗じた人間関係のところで被害の把握が大変難しいようを感じました。

例えばですが、お互い恋愛関係にあると思つて購入し、購入した直後にその人と連絡がとれなくなり、詐欺だと気づいたとして、それを消費者センターに問い合わせるのか、また、その詐欺をし

たように、やはり消費者契約法というのはどういう位置づけなのか。個別の法律とまた違うわけですね。そういう包括的な民事ルールとしてきちんと機能を果たす。その点で、この「社会生活上の経験が乏しい」という言葉が入ることによって、どう狭められて、どういう問題が出てくるのか。これは何かほかの手を打てばいいかというのじゃなくて、やはり包括的な民事ルールといふのはすつきりといかないといけないわけですよ。後で何かつけ加えたら余計ややこしくなるというふうにでは現場が困る。消費者も困るけれども、事業者だって健全な事業者は困ると思いますよ。

そういう点で、私は、しっかりと議論をする、そして、消費者担当大臣としても、ぜひ国民の目線で、これでよいのかとよく調べていただき、吟味をしていただいて、再提出をしていただきたいというふうに思うぐらいでございますけれども、そのことを求めて、質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も質問の時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

今回の法案ですが、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、消費者が安心して安全に豊かに暮らしていくためには、一刻も早く法案を成立していただきたい、そういう思いから質疑をさせていただきます。

先日の党の部会の方でもこの法案の御説明に来ていただきました。恋愛感情等に乘じた人間関係のところで被害の把握が大変難しいように感じました。

例えばですが、お互い恋愛関係にあると思っている女性がいて、好きな人のために高額なものも購入し、購入した直後にその人と連絡がとれなくなり、詐欺だと気づいたとして、それを消費者センターに問い合わせるのか、また、その詐欺をしたとされる相手が見つかったとしても、本気で、彼女からプレゼントをもらつただけですと言

われた場合、どのように対応されるのか疑問に思いましたので、恋愛感情等に乘じた人間関係の件で、だまされているなどのトラブルがあり、立証する場合、どのように判断されるのかお聞きしました。

その際、消費者センター等に同じ条件の問合せが複数あったときに、そこで把握でき、同じようだまされている人がいると判断されるとのことでしたが、間違いありませんでした。お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

例えば、勧誘者に恋愛感情等の好意の感情を抱いていたと誤信していたとの要件につきましては、消費者が勧誘者に思いを伝え、勧誘者がそれに応えるような内容のやりとりをしていましたことを、勧誘者との間のメールやLINE等のやりとり、日記とかフェイスブックの内容等により主張、立証することができます。

加えまして、今御指摘のように、消費生活センターへの同一事業者の相談が存在すること、相談内容の中に、勧誘者に恋愛感情等の好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信させるような手口があらわれていることを、センターへの同一事業者の相談により、それを用いて主張とかあるいは立証することが考えられます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

相談記録をもとにといふことなんですが、同じ案件の被害の問合せがなかった場合にはどのように判断をされるのか、また、相談者への対応はどう進められていくのか、教えてください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

消費生活センターに同一事業者に関する相談がない場合、そういうときでございますけれども、そのときの消費者の立証方法でございますけれども、同一の勧誘者が同一時期に複数の人間に同じ手口で勧誘を行つてることを、例えばフェイスブックとかネット上の被害内容告白の記載など、

こういうのがございましたら、それを根拠に主張、立証することができます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

この場合は、被害に遭われた方というのはどういった対応をされるのでしょうか。複数そういう案件が見つかった場合は対応されるとのことなんですが、お答えいただければと思います。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

ほかの相談の事例などでも、消費者が契約を取り消すときの主張とかなんですかれども、自分をしているとか、そういうことをもって立証していくといふもの一般的でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

しっかりと対応していただきたいと思つております。

消費者の思い、感情は個々により千差万別です。前回、大臣所信の質疑の際に、消費生活センターへの問合せについて、全体の九十二万七千件の相談のうち、高齢者が二十四万件、二十代については八・七%、十代においては二・三%という数字が出ていたと思います。

また同じ見解になつてしまいますが、誰にも相談できない、特に、金銭が絡み、異性が絡みという案件で消費生活センターに問合せをするのであります。クーリングオフは取消しと若干違う概念でございますが、契約を解除することができるわけでございます。

ただ、こういう権利を消費者が知らないということがありますと、いずれにせよ、消費者の被害の防止あるいは救済ということにつながらないわけでございます。

ですから、消費者教育の場においてしっかりと教育をしていく、どういう権利が消費者にあるのかということを教育していくことは、今も努力をしておりますし、今後も必要だと思っております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

そこで、これからどのように消費者被害の防止対策をされていくのでしょうか。いろいろな案件での場合で対応が違うかと思いますが、今現在、

若年者の消費者被害の防止、救済策というふうに受けとめてさせていただきて、お答え申し上げます。

本日御議論いただいております消費者契約法は、新たに取消しができる場合と、いうものを追加するということでございますけれども、これまでも、消費者契約法、例えば不実告知をした、あるいは監禁されて契約をした、あるいは勧誘者がなかなか帰つてくれないといった場合には、これは消費者契約を取り消すことができます。あるいは、特定商取引法でも、さまざまな契約類型、勧誘類型に応じて取消しができる場合がございます。それから、クーリングオフということで、無条件に一定の期間取り消すことができる場合があります。クーリングオフは取消しと若干違う概念でございますが、契約を解除することができるわけでございます。

ただ、こういう権利を消費者が知らないということがありますと、いずれにせよ、消費者の被害の防止あるいは救済ということにつながらないわけでございます。

○森(夏)委員 ある高校であった話ですが、十八歳の高校生が学校内で信仰心をあおる勧誘をし、勧誘をされた側は断り切れず、信仰施設に連れていかれ、説明を聞いたり、お守りの購入もしております。高校三年生で、大学受験を控え、何かにすがりたい思いもあつたものだと思います。

○森(夏)委員 その親権者から相談があつた場合、どのように対応していくのか、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

親権者の場合ですけれども、その場合には親権者に対してアドバイスをしていくということになります。

○森(夏)委員 ある高校であった話では、十八歳の高校生が学校内で信仰心をあおる勧誘をし、勧誘をされた側は断り切れず、信仰施設に連れていかれ、説明を聞いたり、お守りの購入もしております。高校三年生で、大学受験を控え、何かにすがりたい思いもあつたものだと思います。

○森(夏)委員 その親権者から相談があつた場合、どのように対応していくのか、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

ただ、具体的の場合にそれが適用できるのか、これはなかなか難しいことでございますので、やはり先ほど交渉弁申し上げておりますが、一八八に相談していただき、若者には一八八に相談していただきましたことをもっとお願いしたいと思います。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

そこで、このように消費者被害の防止

靈感商法や宗教による被害は、なかなか防止するのが難しいものだと思います。社会生活経験の少ない未成年が靈感商法、宗教を信用していて、

おります。

次に、靈感商法、宗教などによる消費者被害の対応について伺います。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

一八八、まだ知られていないと思いますので、私もこの一八八を広めるために努めたいと思っております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

そこで、これからどのように消費者被害の防止

対策をされていくのでしょうか。いろいろな案件での場合で対応が違うかと思いますが、今現在、

一層必要になるというふうに考えておられるのか、お答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

そういうことで、消費生活センターの方が具体的な場面にどういう権利があるかということをアドバイスできる、そういうことを進めていくというのが、現在やつておりますし、今後も

決しようと思うかと思います。また、保護者も、

幾ら子供の問題でも、子供が信じ、入会をして

いたため、学校に対応をお任せするしかできなかつたと思います。

その後はどうなつたかお聞きてきておりません

が、このような場合、どのように対応すればよ

かったのでしょうか、教えてください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

今のような事例であれば、まずやはり消費生活相談の場で、そこに御相談するというのが一番いいというふうに考えております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

問題が起きたときに消費生活センターに相談をする、なかなか今そういうことになつてないでの、やはり生活センターの方に相談をしてくださいという周知をしっかりとすればと思います。

今回のケースでは、高校の学校内で起きた事案で、教師や親が見守れる状況の中での出来事ですが、地方から親元を離れた大学生の被害もあります。

大学に入ったばかりで不安を抱えているときに、サークルに入り、仲間ができ、その仲間に利用して一緒に活動しているうちに、いつの間にか入会させられ、退会させてもらえない状況になつていたという話を聞いたことがあります。

その子は親に相談し、退会をすることができるのですが、全く親も知らずに最悪の事件に発展をした場合は、保護者は怒りをぶつける場所さえわからないと思います。

高校、専門学校、大学などの学校現場においても、教員一人一人の業務が多い中、認識を高め、防止対策、また、何か起きてしまったときの対応を勉強するには時間が足りないと感じます。まだ対応していない学校も多々あると思います。

成年年齢引下げの問題対応、防止策など、教育現場においておかれていると感じますが、今後どのように学校、教員への周知をしていくのか、大臣、お答えください。

○福井国務大臣 学校教育につきましては、平成二十年、平成二十一年の学習指導要領の改訂によりまして消費者教育の内容が充実をされました。これに基づきまして社会科・家庭科など、関連する教科等において、例えば契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り扱うなど、消費者教育に関する指導を行われていると承知をし

ております。

一方、御指摘のように、成年年齢の引下げに向けては、学校教育現場におきまして、消費者教育の意義や重要性について御理解をいただき、学習指導要領の趣旨にのつとつて実践的な消費者教育携をいたしまして、二〇二〇年度までの三年間を集中強化期間とするアクションプログラムを決定したところでございます。これに基づいて、実践的な消費者教育、すなわち、消費者庁が作成した教材「社会への扉」を活用した授業が全ての都道府県の全ての高校で行われることを目指して、文部科学省等と緊密に連携をして、消費者庁としても働きかけを進めてまいりたいと存じております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

しっかりと対応していただきたいと思います。お願いします。

消費者被害は若者だけではありませんので、もちろん全ての消費者を守るものではなくてはなりませんが、成人年齢の引下げにより更に若者の被害が増大していくのではと大変心配をしております。

成人年齢の引下げについても、施行までの時間がどんどん過ぎていっております。

知り合いのお子さんからは、成人式は十八歳から二十まで一緒にするのかと聞かれたこともありますし、お酒やたばこは十八歳からよいのかなど、まだまだ素朴な疑問を持つている方も多く、正確な情報も消費者の方には届いていないのが現状かと思います。

また、子供たちに、もっとお金や政治に対しても興味を持ち、いろいろな今まで経験をしたことのない事案に対し更に議論をしてもらいたいとも思います。

最悪の事態になる前に、大切な命が守られるよう、助けられるよう、防止策をお願いして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○櫻田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

平成三十年五月二十八日印刷

平成三十年五月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C